

大阪市緑の基本計画〈2026〉 (案)

～目次～

序章 緑の基本計画の改定にあたって.....	1
1. 計画改定の背景と目的.....	1
2. みどりの効果.....	3
3. 計画の位置づけ.....	7
4. 計画の枠組み.....	7
5. 計画の構成.....	8
第1章 みどりのまちづくりの現状.....	9
1. 大阪市のみどりのまちづくりの変遷.....	9
2. みどりを取り巻く社会情勢の変化.....	12
3. 上位計画・関連計画.....	18
4. 「新・大阪市緑の基本計画」に基づく取組.....	22
5. 取組みの進捗状況.....	31
6. 第1章のまとめ.....	42
第2章 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点.....	43
1. 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	46
1. 基本理念.....	46
2. みどりの将来像.....	46
3. 基本方針.....	54
基本方針① 都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”.....	55
基本方針② まちの多様な「みどり」を“活かす”.....	56
基本方針③ 人と人が「みどり」で“つながる”.....	56
4. みどりのまちづくり指標.....	57
第4章 みどりのまちづくりに向けた取組.....	71
1. 取組の体系.....	71
2. 個別取組.....	72
3. 緑化重点地区における緑化等の方針.....	82
4. 保全配慮地区における保全等の方針.....	97

第5章 リーディングプロジェクト.....	105
1. リーディングプロジェクトの考え方.....	105
2. 各プロジェクトの内容.....	107
(1) みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト.....	107
【(1)－A】多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上.....	107
【(1)－B】開発に合わせた民有地緑化の推進.....	109
【(1)－C】多様な主体によるみどり空間の幅広い活用.....	112
【(1)－D】多様なツールを活用したみどりの情報共有・発信.....	114
(2) みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出すプロジェクト.....	116
【(2)－A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成.....	116
【(2)－B】利用者の意見を反映した都市公園の魅力向上.....	118
【(2)－C】地域・エリアのステークホルダーによるみどり空間の活用・運営.....	120
【(2)－D】みどりのまちづくりに参画・支援する取組の展開.....	122
第6章 みどりのまちづくりの推進.....	124
1. 推進体制.....	124
2. 計画の点検と見直し.....	125
用語集.....	127
参考文献・出典.....	133

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的

大阪市では、2013（平成25）年に「新・大阪市緑の基本計画」（以下「前基本計画」という。）を策定し、「みどりの魅力あふれる大都市・大阪～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政が一体となってみどりのまちづくりを推進してきました。

前基本計画の策定から10数年が経過する中で、みどりを含む都市基盤は一定程度整備され、都市におけるまちづくりはこれまでの「成長」から「成熟」のフェーズを迎えつつあります。また、人々の価値観の多様化やWell-being（心・体・社会的な健康）への関心の高まりなどを背景に「都市における一人ひとりの生活」がより重視されるようになっていきます。

そのような中、国においては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組である「グリーンインフラ」を推進するために、2019（令和元）年に「グリーンインフラ推進戦略」を策定しました（2023（令和元）年に全面改訂）^{【出典1】}。また、緑地の持つ機能への期待が高まっていることを受け、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-beingの向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質・量両面での確保等を推し進めるため、2024（令和6）年5月に都市緑地法を改正し、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みづくりが進められています。

大阪・関西においては、2025（令和7）年に「2025年大阪・関西万博」の開催が予定されています。万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人ひとりの幸福な生き方を問うもの^{【参考文献1】}であり、みどりのまちづくりにおいても、こうした万博のレガシーを次世代へつなげる視点が求められています。

このように、社会情勢が大きく変化している状況において、都市においてみどりの果たすべき役割はこれまで以上に多様化しているとともに、みどりそのもののだけでなく、みどりに対する人々の感じ方や、みどりによる行動の変化に着目する必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、これまでに確保してきたみどりのストックや、市民・事業者・行政などの多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを活かし、**大阪市に住む・働く・訪れる私たちの生活がみどりにより豊かになるような、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」**を実現させるために、「大阪市緑の基本計画〈2026〉」を策定します。

本計画は、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」をイメージしていただけるよう、よりわかりやすい表現を心がけながら大幅に改定しています。まずは興味のあるページやイラストからご覧いただき、みどりのまちづくりにつながる一歩を踏み出すきっかけになると幸いです。



■緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市計画事業に基づく都市公園の整備などを対象とするだけでなく、都市計画制度によらない道路や河川などの公共空間の緑化、下水道施設、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発などのソフト面の施策も含めた、都市のみどりに関する総合的な計画です。

■本計画におけるみどり

本計画における主な用語は、次のように定義します。

【みどり】周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地、さらにこれらと一体となった水辺、オープンスペースなどのハード面に加え、緑のまちづくりに携わる人や仕組みなどのソフト面までも含めた、緑に関係する広い概念

【 緑 】 樹木や草花などの植物

【緑 地】都市緑地法の定義に基づき、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるもの。さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類

○施設緑地

⇒都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

○地域制緑地

⇒森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

本計画では、「みどり」のように広い概念で示す場合や複合的に捉える場合には、ひらがなの「みどり」でできるだけ統一し、より具体的に表現した方がわかりやすい場合には、物的な「緑」と「オープンスペース」を区別して表記します。

また、緑・オープンスペースをより具体的に示す場合には、都市公園、公開空地、緑地、樹木、高木や大径木、古木、街路樹や景観木などと表現することとします。



■「みどり」の例

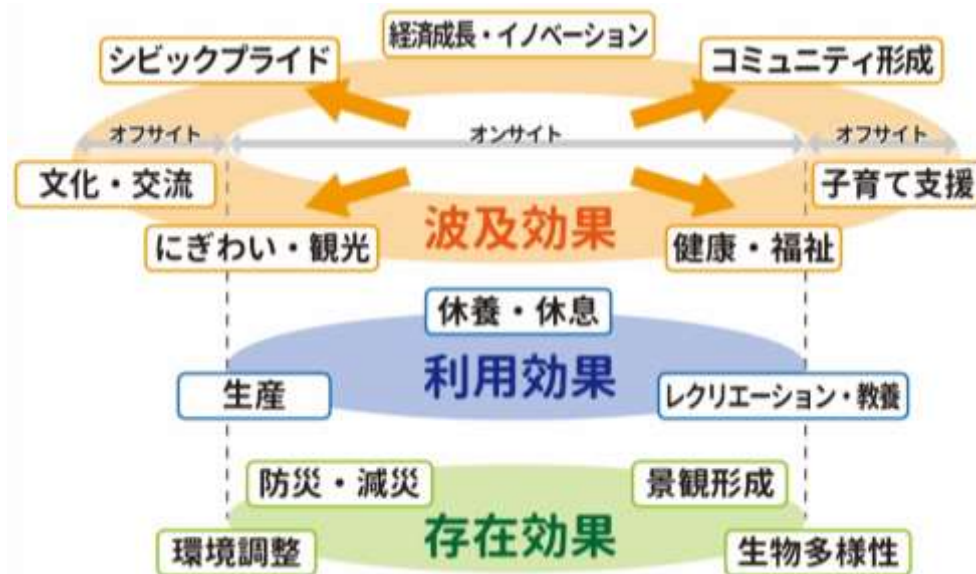
■グリーンインフラとは

本計画におけるグリーンインフラは、「グリーンインフラ推進戦略 2023」^{【出典1】}での定義に倣い、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」と定義します。

都市におけるみどりは、雨水流出抑制・浸水軽減や、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、にぎわい創出といった、多様な機能を有しており、これらの機能を発揮し社会課題の解決に貢献することが、グリーンインフラの基本的な考え方です^{【参考文献2】}。

2. みどりの効果

みどりには、みどりが存在することで発揮される「存在効果」、みどりの利用を通じて発揮される「利用効果」、みどりの周辺地域に波及し発揮される「波及効果」という3つの効果があります。「存在効果」は、防災・減災や環境調整、生物多様性の保全、景観形成といった、都市機能を支える効果です。「利用効果」は、レクリエーションや環境学習など教養を高める利用や、休養・休息の場として利用することでもたらされる効果です。「波及効果」は、みどりの存在やその利用を通じて、コミュニティ形成や子育て、健康・福祉、にぎわいづくりや観光振興、歴史文化の伝承など、周辺のまちの価値向上につながる様々な効果です。このように、みどりは都市生活の様々な場面でその効果を発揮するものであり、それらの効果を最大限に発揮させることが重要です。



■みどりの効果【参考文献3・4】

(1) 存在効果

1) 防災・減災

みどりは、災害時の避難場所や災害応急対策活動の空間として機能するだけでなく、火災発生時の延焼を防止する空間として機能します。

また、地面をアスファルト等で覆われていないオープンスペースは、雨水が地面に浸透することによる貯留機能を有しており、河川や下水道への急激な流入を防ぐ役割を果たしています。

さらに近年では、自然災害の激甚化・頻発化を背景として、流域治水の考え方に基づく風水害対策や、災害からの回復力を備えたレジリエントな都市づくりが求められており、それらに寄与するみどりの役割も期待されています。



2) 環境調整

みどりは、気温・日照・風などの微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化と酸素の供給、騒音防止・防塵など、都市環境の改善に寄与する機能を備えています。特に近年では、地球規模の気候変動や異常気象の顕在化を背景に、緑陰を形成する暑熱対策としての役割が期待されています。

さらに、樹木は二酸化炭素を吸収し炭素を蓄積する効果があることから、カーボンニュートラルの推進や脱炭素社会の実現に寄与しています。



3) 生物多様性の保全

都市内の樹林地・農地・水辺などは、生物の生息拠点となり、これらをつなぐ公園や街路樹、河川等は生物の移動空間となるなど、生態系ネットワークの形成や、都市の生物多様性の保全に大きな役割を果たします。



4) 景観形成

みどりは、都市の季節感を演出し、統一感や美しさ、うるおいのある街並みの形成に寄与します。また、寺社仏閣などに存在する大木や樹林地は、地域にとって親しみのあるシンボリックな景観を形成します。



(2) 利用効果

1) レクリエーション・教養

みどりは、散策やスポーツといったレクリエーションを日常的に楽しむことができる場としての役割を果たしています。また、日常生活の中で自然とのふれ合いの場となることや環境学習の場として活用されることで、自然環境に対する興味・関心や教養を高める役割を果たします。



2) 休養・休息

緑豊かな空間は、緑陰や花に囲まれて市民がゆっくりと過ごすことができる、憩いの場としての役割を果たしています。また、自然環境や動植物とのふれあいを通じた、ストレスの軽減効果も期待されます。



3) 生産

農地は農業、海や河川は漁業の場となるなど、人々に自然の恵みを与える役割を果たしています。また、市民農園などは、市民が農とふれあう機会を提供する場にもなっています。



(3) 波及効果

1) コミュニティ形成

都市公園などのみどりは、多様な人々が集まる緩やかな交流の場となることで、新たな人と人のつながりを生み出し、コミュニティを醸成する役割を果たしています。



2) 子育て支援

都市公園などのみどり空間は、日常的に利用でき、安心して子どもたちを遊ばせることができる場としての役割を果たしています。また、樹林地や水辺などは、子どもたちが自然とふれあう場にもなるなど、地域における子育てを支援する効果を有しています。



3) 健康・福祉

みどりは、散策やスポーツといったレクリエーションを日常的に楽しむことができる場であり、健康増進や健康寿命の延伸に寄与しています。また、体・心・社会的な健康がそろって実現されている状態、すなわち Well-being への関心が高まる中、上記のコミュニティ形成の効果が発揮されることで、社会的な健康の増進にも寄与します。

さらに、都市公園などのみどりは、誰もが利用できる公共空間であることから、社会的包摂性を備えた場所としての役割が期待されています。



4) 文化・交流

古くから存在する樹林地や寺社仏閣などに残る大木などのみどりは、地域固有の文化や歴史と深くかかわりがあることから、これらのみどりを地域共有の資源として守り、また活用することで、地域の文化を伝承し、発信する効果があります。



5) にぎわい・観光

都心部の大規模な都市公園や、商業施設のみどりなどは、市内外から多くの人が訪れる場であり、集客力の向上やにぎわい創出の拠点として機能します。また、寺社仏閣などに存在する地域の歴史文化を伝えるみどりは、観光資源としての役割も有しており、地域における観光振興に寄与します。



6) 経済成長・イノベーション

近年では、みどりが持つ多様な機能が発揮されることで、周辺のまちの資産価値が高まるような、経済的な効果も期待されています。

また、産・官・学・民の主体が、みどりをフィールドとした新技術の活用などを推進することで、新たなイノベーションの創出にも寄与します。



7) シビックプライド

まちに住む・働く・訪れる人を惹きつけ親しまれるみどりがあることで、周辺地域の魅力が高まり、まちに対する愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につながります。特に、国際的な都市間競争が激化する今日においては、都市格を高めるためのみどりの効果が期待されています。

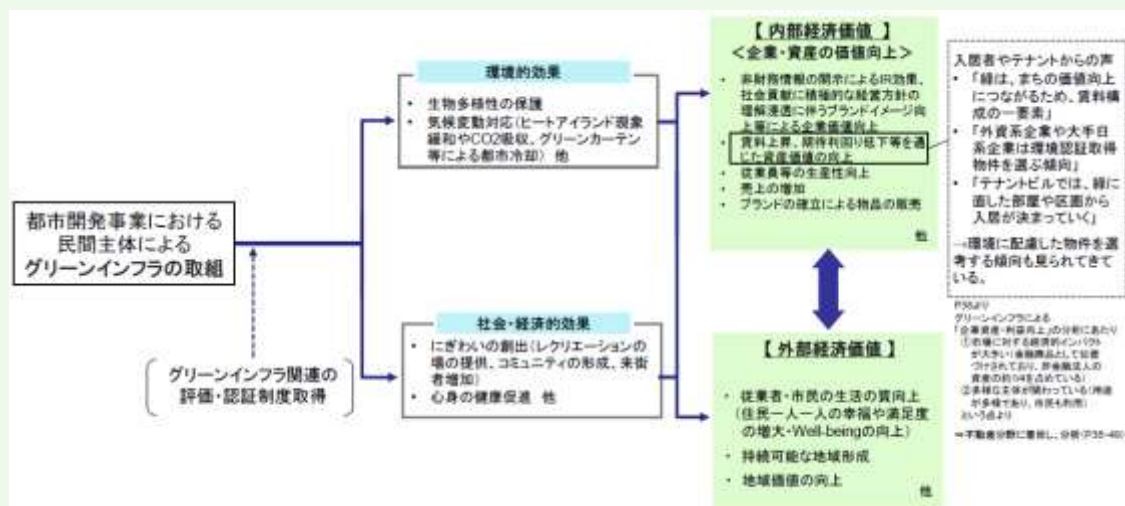


みどりのコラム

〈住む人・働く人・訪れる人に関係するみどりの効果〉

2024（令和6）年に国土交通省（グリーンインフラの市場における経済価値に関する研究会）がとりまとめた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」^{【出典2】}では、不動産価値と周辺緑地の関係に着目した既往研究が整理されており、緑地の存在が周辺地価の上昇につながっているとする研究結果が複数報告されています。このことから、都市のみどりは、住環境に関する効果だけでなく、不動産価値といった観点からも、住む人の暮らしに影響していることが考えられます。

また、同資料では、企業資産・利益の向上につながる「内部経済価値」にも着目されており、市民の Well-being 向上などといった「外部経済価値」の向上が、結果として内部経済価値のさらなる向上につながることも想定されています。このことから、都市のみどりは、ブランドイメージや資産価値の向上といった形で、企業や働く人にも関係していると考えられます。

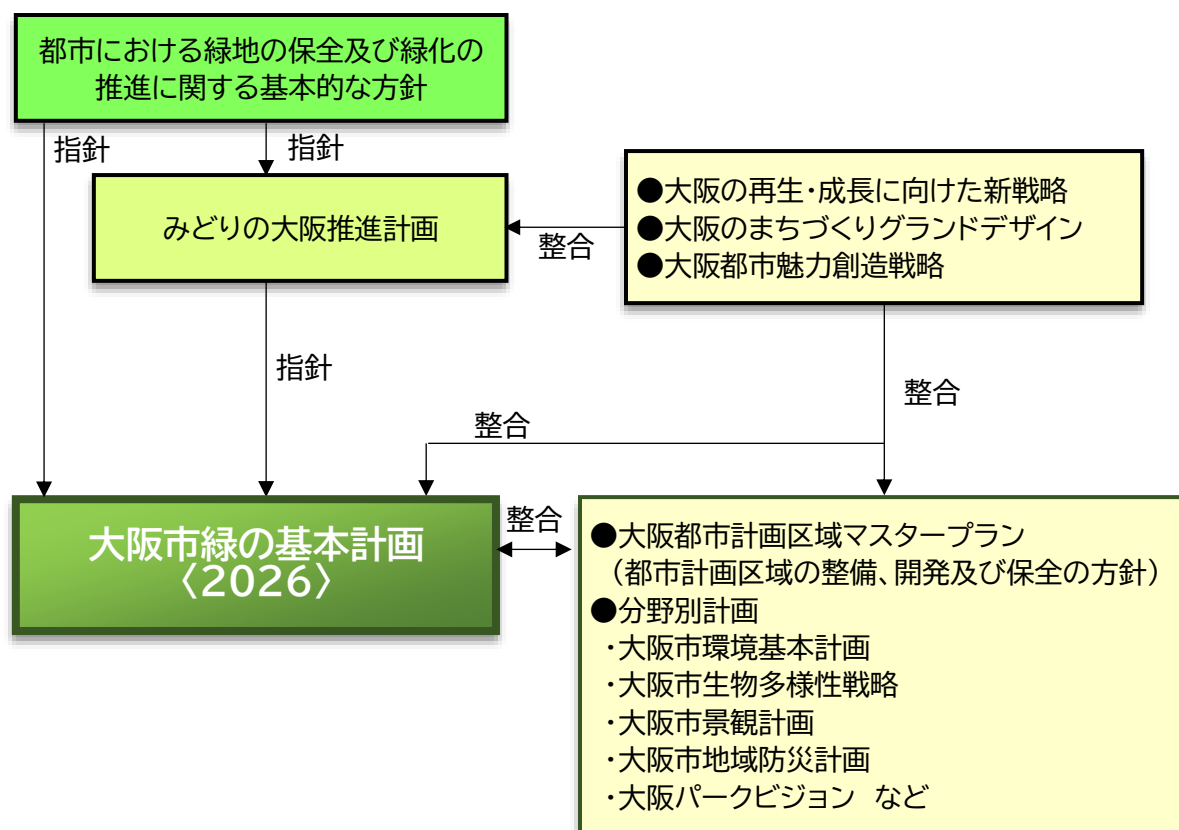


■グリーンインフラの活用によって期待される「内部経済価値」と「外部経済価値」^{【出典2】}

さらに、森記念財団都市戦略研究所では、2008（平成20）年から毎年「世界の都市総合ランキング」^{【出典3】}を発表していますが、環境分野での指標の一つとして「緑地の充実度」が設定されています。このことから、都市のみどりは、国際的な都市間競争においても重視される要素であり、市域外から訪れる人を呼び込んでいく上でも重要であると考えられます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」や、大阪府の緑の広域計画である「みどりの大阪推進計画」を指針として、大阪市における今後のみどりのあり方や方向性についてとりまとめたものです。また、大阪市の関連計画や施策との整合も図っています。



■緑の基本計画の位置づけ

4. 計画の枠組み

(1) 計画期間

今後の大阪のみどりのまちづくりを見据えつつ、「みどりの大阪推進計画」とも整合を図るため、計画期間は2035（令和17）年に設定します。

ただし、指標の達成状況や施策の進捗状況については、計画期間の中間にあたる2030（令和12）年度末頃に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、大阪市全域とします。

なお、将来像等で周辺都市との緑の連続性を示すなどの場合は、市域を超えた表現を取り入れるとともに、今後広域的なみどりの取組については、周辺都市とも連携を図っていくこととします。

5. 計画の構成

第1章では、大阪市のみどりのまちづくりの変遷や、みどりを取り巻く社会情勢の変化などを示すとともに、前基本計画に基づきこれまでに実施してきた取組を振り返ります。

第2章では、第1章の内容を踏まえ、「今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点」を示します。

第3章では、本計画の「基本理念」や「みどりの将来像」を示します。また、みどりの将来像を実現するための「基本方針」や、取組の進捗状況を確認するための「みどりのまちづくり指標」についても設定します。

第4章では、基本方針に基づき今後実施する個別取組を示します。

第5章では、みどりのまちづくりを先導する「リーディングプロジェクト」を新たに設定し、民間の企業・法人や市民の方々が実践できる具体的なアクションやロードマップなどを示します。

第6章では、計画の推進体制やPDCA サイクルを基本とした計画の点検、見直しの方針を示します。



■計画の構成

第1章 みどりのまちづくりの現状

1. 大阪市のみどりのまちづくりの変遷

第1章では、大阪市におけるみどりのまちづくりの現状について整理しますが、そのためにまずは、大阪市におけるみどりのまちづくりの変遷について振り返っていきます。

大阪市は、もともと市域の大半が淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、自然の緑に恵まれず、早くから市街化が進展したため、緑やオープンスペースは十分とは言えない状況でした。このような中、時代の要請に合わせたみどりのまちづくりをこれまでに展開し、限られた都市空間の中でみどりの創出や保全を進めてきました。

(1) 明治末期～昭和初期

都市への人口・産業（紡績業等）の集中が進み、煤煙などの都市問題が起こり始めたころ、1891（明治24）年に大阪の最初の都市公園として中之島公園が、1903（明治36）年には天王寺公園が開設されました。1928（昭和3）年に決定された総合大阪都市計画では、公園が初めて都市計画決定項目の重要な一部門として位置づけられ、今日の公園体系の基礎がつくられることとなりました。



■中之島公園
(1891(明治24)年開設)



■天王寺公園
(1903(明治36)年開設)



■御堂筋
(1937(昭和12)年開通)

(2) 1964（昭和39）年「緑化百年宣言」

戦後の復興から高度経済成長期にあり、都市における公害などが大きな社会課題となっていた1964（昭和39）年4月、第1回大阪市緑化推進大会を開催し、「大阪をうるおいのある健康なまちにするために強力な緑化運動を全市民の変わることない願いとして、今後100年継続して実施する」と、「緑化百年宣言」を採択しました。その後、急速な都市公園整備や、公害に強く早期の緑化が図られる樹種を中心とした街路樹・公園樹の植栽、長居公園の郷土の森や大阪城公園の市民の森などといった市民の手による緑化事業など、主に公共のみどりを対象として緑量の拡大を推進してきました。



■長居公園「郷土の森」
(1965～1968(昭和40～43)年整備)



■大阪城公園「市民の森」
(1967～1969(昭和42～44)年整備)

(3) 1990（平成2）年「花と緑のまちづくり宣言」

環境への意識が世界的に高まりつつあった1990（平成2）年、鶴見緑地を会場として国際花と緑の博覧会（花博）が開催され、これを一過性のイベントで終わらせることなく、その理念と成果を今後のまちづくりに継承するため、「花と緑のまちづくり宣言」を採択しました。その後、みどりの量だけでなく、みどりによる環境問題への貢献、良質な都市環境の創造といった、みどりの質的向上が一層図られるようになりました。

この花博の開催により「園芸」が広く注目されることとなり、市民の間でガーデニングが一大ブームとなりました。また、この時期に前後する形で、建築基準法に基づく総合設計制度の創設（1970（昭和45）年）や、都市再生特別措置法の制定（2002（平成14）年）など、民間の都市開発の中でみどりを積極的に創出する動きも進み、民有地のみどりについても重視されるようになりました。



■鶴見緑地 花の万博
（1990（平成2）年開催）

みどりのコラム

〈花と緑のまちづくり宣言〉

“花と緑”は人類の歴史において、太古からもっとも大切な伴侶であり、私たち人類の暮らしをささえ、はぐくみ、よろこびや新しい知識をもたらしてくれました。我が国においても、古来豊かな自然に恵まれて、人々の暮らしも花と緑との密接な結びつきのもとで営まれてきました。

花と緑は四季の歌になり、祭りとなり、道として極められ、我が国固有の文化を育ててまいりました。

今や花と緑は、日常生活から産業活動にいたるまで、人間のゆたかな活動の基盤となりつつあります。

都市や生活環境において、花と緑は欠かすことのできない重要な要素です。

花と緑は都市を美しく演出し、そこに住む人々の心にやすらぎを与えます。

花と緑こそ都市の活力にいきいきとした表現と潤いを与え、都市にくらすよろこびとこまやかな交流の文化をつくり出し、海をこえて、地球の各地域のいのちをつなぐかけはしとなるでしょう。

花と緑は、人間同士だけでなく、地球上のあらゆる生き物にとっての共通の言葉でもあります。

地球社会の一部として、この都市で花と緑を守り、育み、この貴重な資産と、それを愛する心を明日の世代に伝えることは我々の世代の責務でもあります。

世界に貢献するまち、人間主体のまちとしての新しい大阪市には、21世紀に向けて、花と緑を大切にす風土づくりを展開することが大阪市民に求められているとおもいます。

大阪市は、1990（平成2）年の国際花と緑の博覧会の開催地としての栄誉をふまえ、その理念と成果を継承し、明日の地球社会のための花と緑に関する新しい情報発信基地をめざすとともに自然と共存する美しい感性あふれる都市を創造することをここに宣言いたします。

(4) 2000（平成12）年「大阪市緑の基本計画」

平成の初期から中期にかけては、豊かな生活環境や安全・安心な暮らし、良好な都市景観の形成など、さらに多様な要素がまちづくり全体の中で求められるようになり、それらに対応する形で、1993（平成5）年に環境基本法や障害者基本法、2004（平成16）年には景観法の制定などが進みました。これらの動きに連動するように、みどりのまちづくりに関しても、国が1994（平成6）年に緑の政策大綱を制定し、緑の保全・創出・活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標が示されました。

これらを背景として大阪市では、これまでのみどりのまちづくりの成果や今後のみどりの果たすべき役割を再確認し、本市の将来のみどりのあるべき姿を明らかにし、その将来像の実現に向けて緑とオープンスペースの保全・創出を一層推進していくための総合計画として、2000（平成12）年に「大阪市緑の基本計画」を策定しました。その後今日まで、都市公園や街路樹整備をはじめ、市民・事業者・行政が一体となり、公有地だけでなく民有地の緑化（まちの緑化）やまちづくりを担う人材育成（人の緑化）など、多岐にわたる都市緑化の推進に取り組んできました。

(5) 2013（平成25）年「新・大阪市緑の基本計画」

2000（平成12）年の計画策定以降の法制度や関連計画、社会情勢等の変化に対応し、都市公園をはじめとした公的な施設整備を中心とした取組から、建物の屋上や壁面も含めた民有地緑化、さらには身近な緑の保全・創出を進めていく市民・事業者の取組の指針として、「新・大阪市緑の基本計画」を策定しました。

この計画では、「みどりの魅力あふれる大都市・大阪～誰もが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」を基本理念として掲げ、「実感できる緑」をキーワードに取組みを進めてきました。この「実感できる緑」を重視するという観点から、それまで対象としていなかった屋上・壁面緑化などの多様なみどりを新たに対象とし、みどりの基盤整備やネットワーク構築、みどりのまちづくりを推進する仕組みづくりに取り組んできました。

(6) 2025（令和7）年「大阪・関西万博」

2025（令和7）年、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに「大阪・関西万博」が開催されています。「People's Living Lab / 未来社会の実験場」をコンセプトに、未来社会を「共創（co-create）」する、すなわち多様な参加者がそれぞれの立場からの取組みを持ち寄り、SDGs 達成に資するチャレンジが会場内外で実践されています【参考文献1】。この大阪・関西万博の開催によりもたらされるインパクトを最大限に活かし、「大阪の持続的な成長」と「府民の豊かな暮らし」を確たるものにしていくため、みどりのまちづくりの分野においても多様な価値観やイノベーションの創出を図るとともに、人々が生涯にわたって健康でいきいきと活躍できる社会の実現に寄与することが求められています【参考文献5】。

2. みどりを取り巻く社会情勢の変化

前基本計画の策定後、本市のみどりを取り巻く社会情勢は大きく変化しました。計画の改定にあたり、押さえるべき社会情勢の変化について、以下に整理します。

(1) 地球環境に配慮した持続可能な社会形成の追求

【キーワード】 ✓SDGs ✓循環型経済 ✓カーボンニュートラル ✓暑熱対策 ✓生物多様性
✓ネイチャーポジティブ ✓30by30 目標

地球規模での気候変動が進む中、持続可能な開発を目指す SDGs の推進が世界的な取組として波及・浸透するとともに、循環型経済への移行や、カーボンニュートラルをめざした取組の発展など、地球環境に配慮しながら持続可能な社会の形成を目指す取組が広がっています。

また、大阪市のように高度に都市化されたエリアにおいては、暑熱環境の悪化が大きな課題となっています。熱中症患者の増加など、市民の健康被害も発生している中、例えば樹木による緑陰の形成など、安全で快適な都市生活を実現するための環境改善が求められています。

生物多様性の観点では、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げた「生物多様性国家戦略 2023-2030」^{【出典4】}が2023（令和5）年3月に策定されました。この戦略では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が示されています。

山林などの自然の緑に恵まれない大阪市においても、淀川ワンド群など、生物多様性のホットスポットとなっている場所が5箇所存在し、その保全が求められます。一方で、自然との関わりの低下や、主に田畑や草地などに住む生き物の減少、消費が生物多様性に及ぼす影響の増大、都市・地球環境の変化といった課題が顕在化しています。こうした中、2050（令和32）年の大阪市のめざすまちの姿「生物多様性の恵みを感じるまち」の実現に向け、2021（令和3）年3月に「大阪市生物多様性戦略」^{【出典5】}を策定し、2030（令和12）年度までの目標達成に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいます。

● 2030年度までの目標達成に向けた4つの基本戦略 ●



■大阪市生物多様性戦略に掲げる4つの基本戦略 ^{【出典5】}

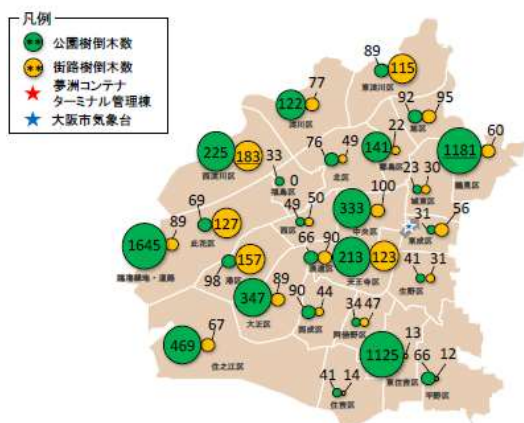
(2) 自然災害の頻発化・激甚化

【キーワード】 ✓風水害 ✓大規模地震

近年、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより、世界各地で豪雨などによる大きな被害をもたらされています。国内においても、例えば大雨の年間発生回数は全国的に増加傾向にあり、1時間降水量50mm以上の大雨は、統計期間の最初の10年間である1976～1985（昭和51～60）年の平均年間発生回数（約226回）と比べて、2014～2023（平成26～令和5）年の10年間では約1.5倍（約330回）に増加しています【出典6】。本市でも2018（平成30）年に発生した台風21号により、8,400本を超える公園樹・街路樹の倒木被害や、約100公園での施設の損壊など、市内のみどりに対する大きな被害が生じました。

また、風水害だけでなく、2024（令和6）年能登半島地震のような大規模地震も近年各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。今後も南海トラフ地震をはじめ、大規模地震の発生が近い将来に想定される中、国が掲げる国土強靱化の考え方にに基づき、防災・減災を図るハード・ソフト両面での備えが社会全体として求められている状況です。

これらを背景として、国内のみどりのまちづくりにおいても、発災時の避難場所・復旧拠点の確保や、雨水貯留による浸水被害の軽減などといった、防災面での機能に着目した取組事例が多く見られます。



市内の公園樹・街路樹の被害状況（倒木）



街路樹の被害状況（中央区：御堂筋）



公園樹の被害状況（大正区：千島公園）



公園施設の被害状況（天王寺区：生玉公園）



公園施設の被害状況（鶴見区：鶴見緑地）

■2018(平成30)年台風21号による公園樹・街路樹及び公園施設の被害状況



■2011(平成23)年8月27日の浸水状況
（大阪市中心部）



■2013(平成25)年8月25日の浸水状況
（大阪市中心部）

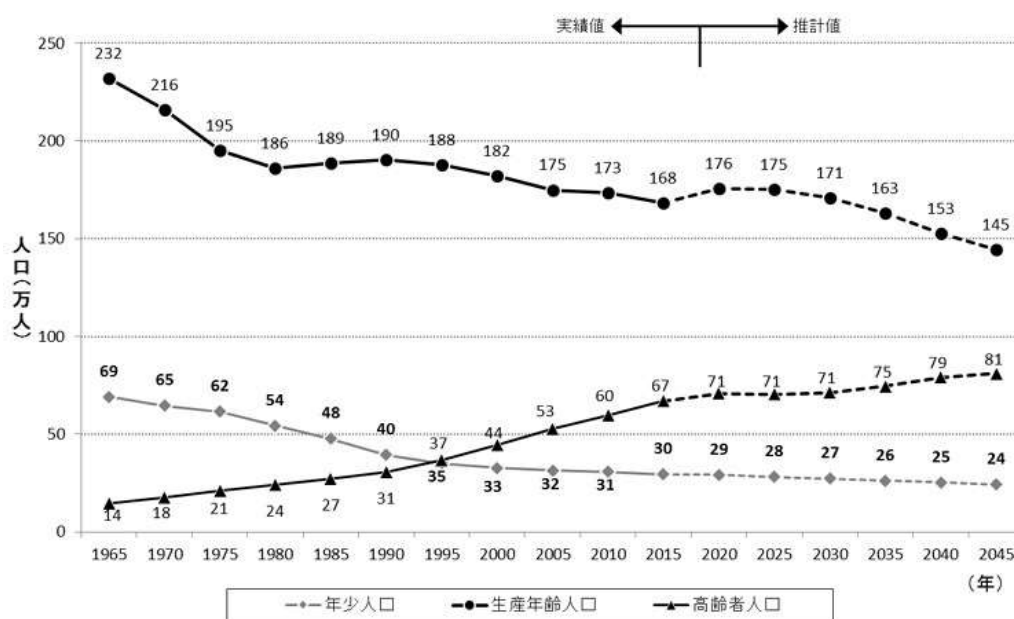
(3) 少子・高齢化に伴う人口構造の変化

【キーワード】 ✓少子高齢化 ✓人口減少 ✓人生100年時代 ✓健康寿命

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070（令和52）年には総人口が8,700万人（出生中位・死亡中位推計）となり、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は38.7%に上昇すると推計されています【出典7】。

大阪市の人口については、「大阪市人口ビジョン」【出典8】によると、他都市からの転入超過や外国人住民の増加により、2005（平成17）年には増加に転じ、以降人口増加が続いています。特に、中央区、天王寺区、西区では10歳未満の人口増が顕著となるなど、区ごとに人口比率や世帯構成に違いが生じています。一方で少子高齢化は着実に進行しており、将来的には人口減少に転じ、常住人口は減少へ移行していくものと予測されています。

こうした人口構造の変化に伴い、「人生100年時代」を見据えた健康寿命への関心や、こどもや子育て世代にやさしいまちづくりのニーズが高まりを見せています。その中で、公園をはじめとしたみどり空間が持つ、健康づくりや子育ての場としての役割が一層重要となっています。



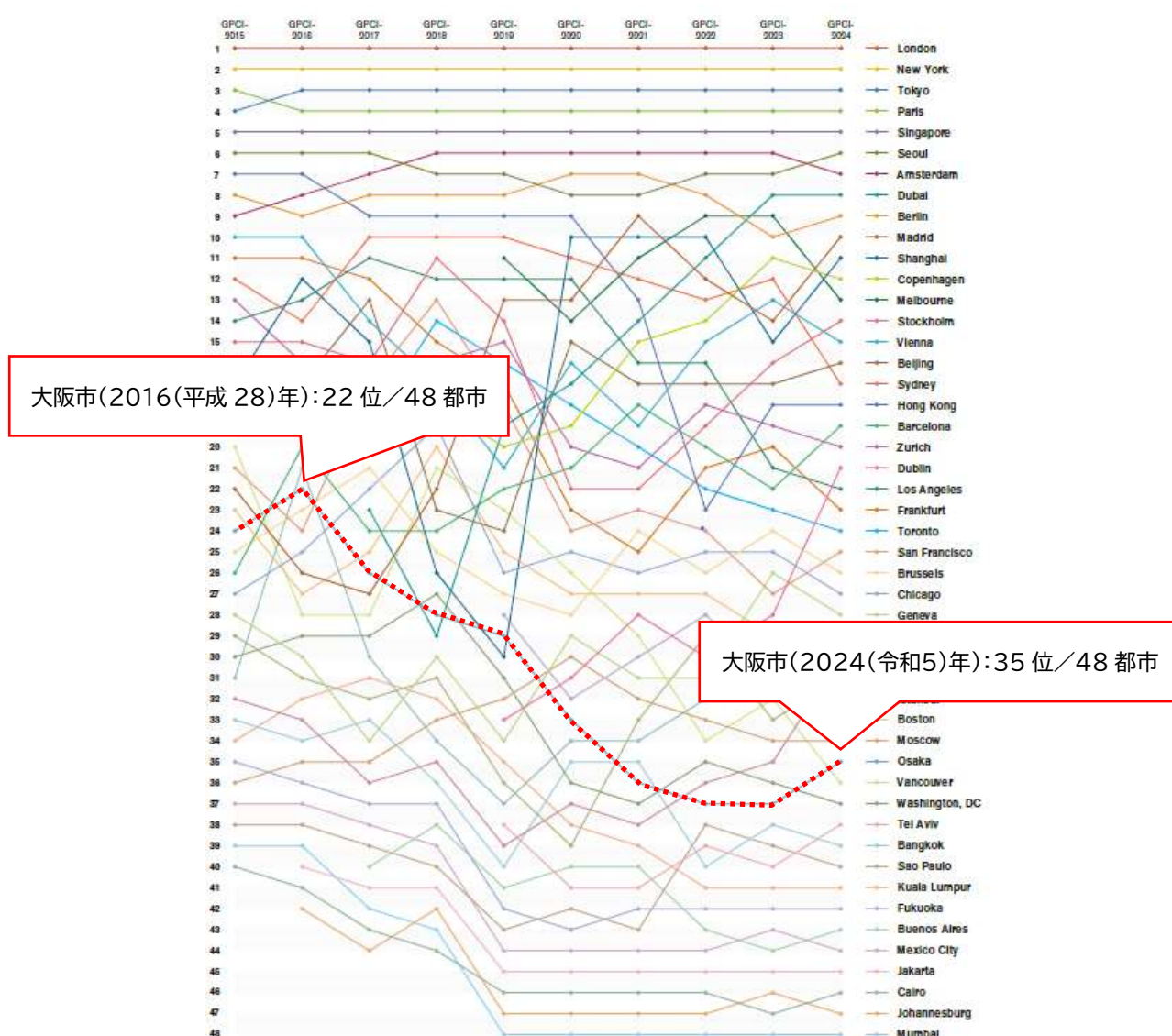
■大阪市の人口推計【出典8】

(4) 都市魅力の重視と新しい開発インパクト

【キーワード】 ✓都市間競争 ✓都市再生 ✓シビックプライド ✓イノベーション

情報技術の普及などを背景に、多様な分野におけるグローバル化がさらに加速したことにより、都市間の競争は国際レベルにまで発展し激化を見せています。大阪市では、国内外からの旅行者数が増加傾向にある一方で、「世界の都市総合力ランキング 2024」^{【出典9】}によると、世界の主要都市の中での大阪市の順位は35位と、2016（平成28）年の順位（22位）から13ランク低下しており、都市魅力の向上が大きな課題となっています。

その一方で、新たなまちづくりの動きとして、大阪市では都市再生緊急整備地域を設定し、都市の再生や活性化を目的とした新たな都市開発を推進しています。2024（令和6）年9月には、うめきた2期地区の先行まちびらきが行われ、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点が新たに誕生しました。みどりの経済的な価値への関心も高まる中、シビックプライドの醸成や観光資源の創出、企業参入の誘発、共創によるイノベーションなどにつながるよう、都市再生の起爆剤としてみどりを活用したまちづくりが求められます。



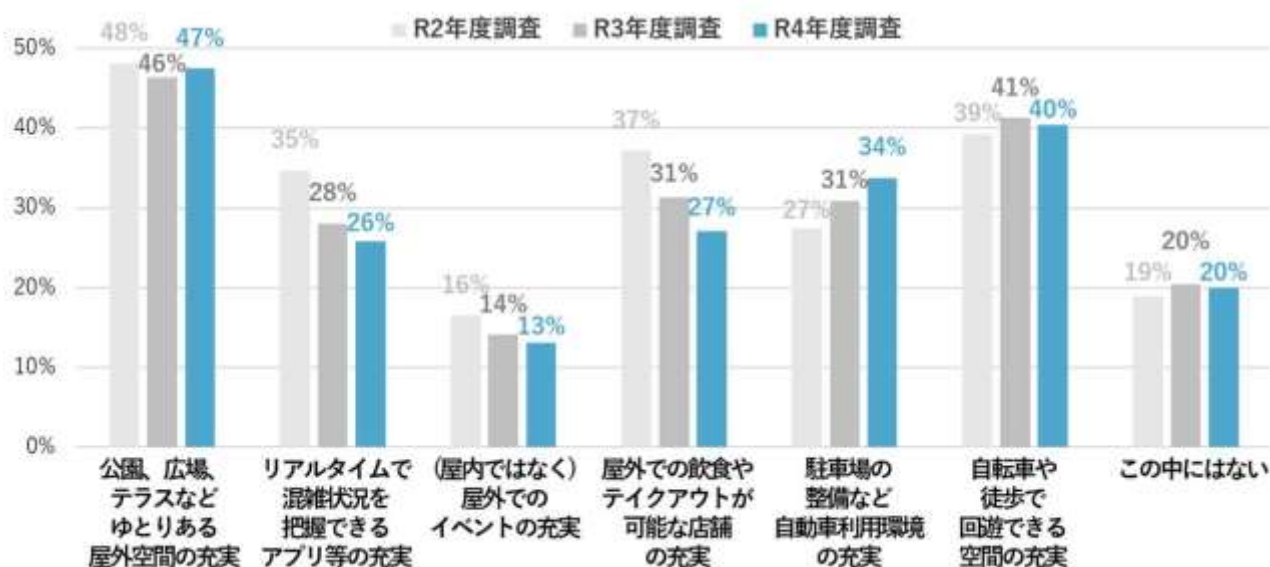
■世界の都市総合力ランキング 2024^{【出典9】}

(5) 都市生活における価値観・ライフスタイルの多様化

【キーワード】 ✓ポストコロナ ✓サードプレイス ✓ソーシャルキャピタル ✓Well-being

新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大を経た現在、都市生活における市民ニーズに変化が見られます。例えば「新型コロナ感染症の影響下における生活行動調査（第三弾）」^{【出典 10】}では、都市空間に対する意識として、「公園、広場、テラスなどゆとりある屋外空間の充実」や、「自転車や徒歩で回遊できる空間の充実」を求めるニーズが高まっている傾向が明らかになっています。また、スポーツ庁による「第3期スポーツ基本計画」^{【出典 11】}では、コロナ禍で生じた体力低下や地域における交流の不足などの悪影響から、スポーツが我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持つという認識のもと、スポーツを気軽にできる場として公園をはじめとしたオープンスペースに注目しています。

このような中、みどりは家庭や職場とは別の心地よい場所、すなわちサードプレイスとして機能することが期待されています。また、近年では社会や地域における人と人との関係性やつながり（信頼・規範・ネットワーク）を資本として捉えたソーシャルキャピタルの概念が注目されていますが、こうしたソーシャルキャピタルを高める場としても、みどりは重視されています。さらに、楽しさや喜びを本質にもつスポーツを気軽に親しめる場として果たす役割も期待されており、後述の「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」^{【出典 12】}で着目しているWell-beingの達成をめざす上でも、みどりが果たす役割は大きいと考えられます。



■都市空間に対する意識^{【出典 10】}

(6) 社会資本の一斉老朽化と技術開発の動向

【キーワード】 ✓都市経営 ✓長寿命化 ✓Society5.0 ✓ICT 技術 ✓DX ✓社会実験

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物や都市インフラ施設の一斉老朽化が全国的に進んでおり、その維持管理・更新にかかる経費の増大が大きな課題となっています。今後の人口減少により、財源や人材といった都市経営資源の制約がより顕著となることが見込まれる中、インフラ施設の長寿命化を図る適切な維持管理や、都市のストック再編などの取組が求められています。

こうした課題を解決する一つの手法として、最先端技術の活用が注目されています。経済発展と社会的課題の解決を両立することをめざした、人間中心の社会である「Society5.0」が推進される中、インフラ分野においても ICT 技術などを活用し、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を図る取組が広がりを見せています。

公園施設や公園樹・街路樹などについても、新たな技術を活用することで、効果的・効率的な維持管理や整備を実現することが求められます。さらには、みどりが社会実験の場として活用され、技術開発やデータの蓄積に貢献することも期待されます。

【「TeamViewer フロントライン」を活用した遠隔支援】



出典：Motto AR HP 日比谷アメニスの取組

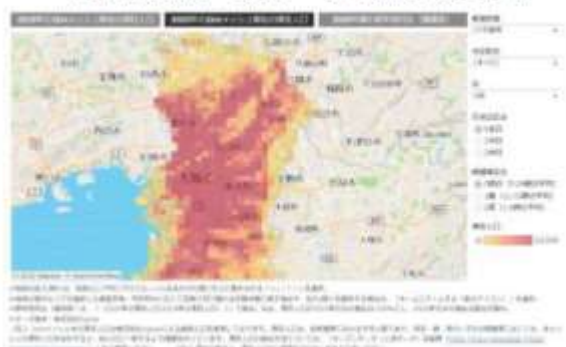
【NFCタグを利用した街路樹の情報管理システム】

アプリケーションの使用方法



出典：大阪大学 大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻
矢吹 信喜教授研究室

【全国の人流オープンデータ（1kmメッシュ）】



出典：G空間情報センター（国土交通省政策統括官）

【GIS（地理情報システム）を使ったニューヨークの街路樹MAP】



出典：（一社）街路樹診断協会HP

■みどりの分野での ICT の活用事例^{【出典 13】}

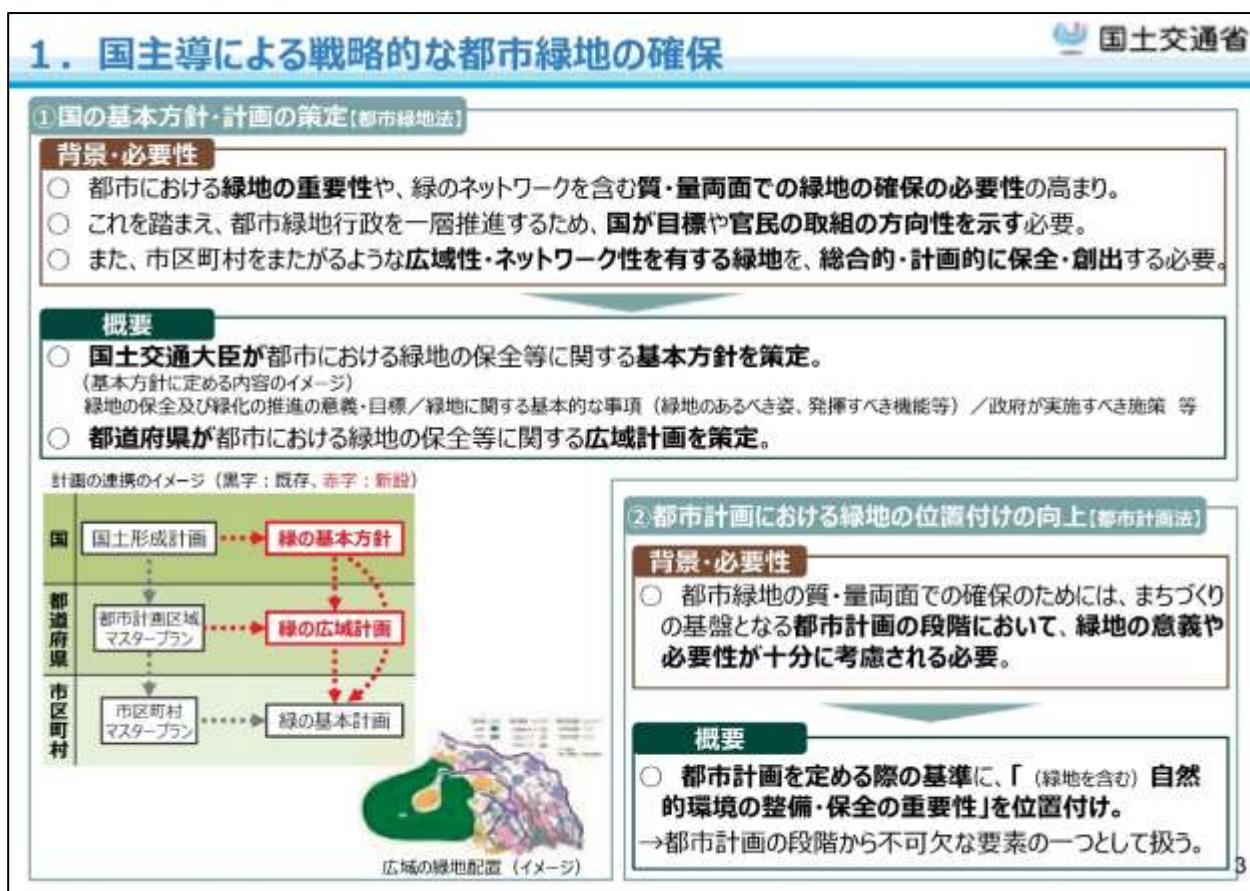
3. 上位計画・関連計画

前述のとおり、みどりを取り巻く社会情勢が大きく変化している中、緑の基本計画の上位計画や関連計画も策定・改定が進められています。ここでは主な上位計画・関連計画の概要について、以下のとおり紹介します。

(1) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

世界と比較してわが国の都市の緑地の充実度が低く、量的にも減少傾向にあること、また、気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-being 向上等の課題解決に向けて多様な機能を有する緑地への期待の高まりなどを背景に、国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、都市における緑地確保への民間投資の呼び込み等を進めていくため、2024（令和6）年5月に都市緑地法が改正されました。

改正された都市公園法に基づき、国主導により戦略的に都市緑地を確保していくため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）^{〔出典 12〕} が策定されました。これを踏まえ、都道府県が定める「緑の広域計画」や市町村が定める「緑の基本計画」には、国の基本方針で個別目標として掲げる「3つの都市」の実現に向けた取組や関連する指標等を位置づけることが求められています。



■ 国の基本方針の背景・必要性^{〔出典 14〕}

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく						
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等 多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要 緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 - 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 - 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 - 地方公共団体に対する技術的支援 民間による緑地の保全・創出の促進 - 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 - 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 - 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 - 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 - 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等） 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 - 地域の実情をより把握している基礎自治体として、基本計画を策定 - 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等） コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携 まちづくりDXとの連携等						

■国の基本方針の概要^{【出典15】}

(2) みどりの大阪推進計画（大阪府、2009（平成 21）年）

2009（平成 21）年に大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」【出典 16】では、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を目標として、大阪府全域を対象としたみどりの配置・取組の基本的な考え方が示されています。

みどりの配置・取組については市域に限らない広域的な視点が必要であり、大阪市の取組においては「みどりの大阪推進計画」による府全域の取組との整合性を図る必要があります。

なお、本計画は 2025（令和 7）年度中に改定される予定です。



■みどりの大阪推進計画における将来像【出典 16】

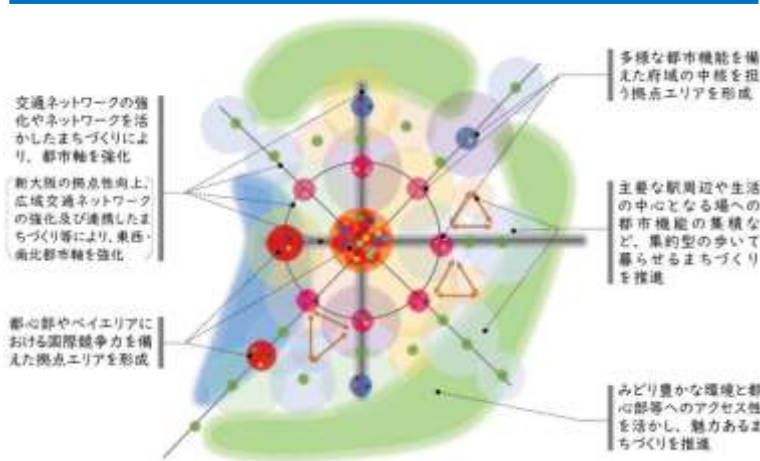
(3) 大阪のまちづくりグランドデザイン（大阪府・大阪市・堺市、2022（令和 4）年）

2022（令和 4）年に大阪府・大阪市・堺市が策定した「大阪のまちづくりグランドデザイン」【出典 17】では、大阪都市圏全体を視野に、2050（令和 32）年を目標として、まちづくりの基本目標を「未来社会を支え、新たな価値を創造し続ける、人中心のまちづくり」とし、めざすべき都市構造やまちづくり戦略と取組の方向性等が示されています。みどりの取組においても、これらの戦略に沿った取組を進め、まちづくりの目標の実現に寄与する必要があります。

◆広域レベル



◆府域レベル



■大阪のまちづくりグランドデザインにおけるめざすべき都市構造【出典 17】

(4) 大阪パークビジョン（大阪府・大阪市、2021（令和3）年）

2021（令和3）年に大阪府・大阪市が策定した「大阪パークビジョン」^{〔出典 18〕}は、大阪府と大阪市の広域的利用が見込まれる公園緑地を対象として、ウィズコロナ／ポストコロナ時代の公園緑地を取り巻く社会情勢や環境を踏まえ、互いの公園緑地が持つ特性を活かして、これまで以上に各々の取組を連携・補完し、府域にその相乗効果を波及させ、大阪の広域的な公園緑地の魅力を高めていくための方向性として取りまとめたものです。今後、府内市町村とも共有することにより、効果的な市町村の公園緑地行政の推進に寄与することをめざしています。

本ビジョンでは、府市連携による相乗効果を高める取組方針として、「既設公園緑地の官民連携」「公園緑地間や周辺施設等との連携強化」「まちづくりと一体となった新たな公園緑地整備」の3つを設定しており、この方針に基づく府市連携の取組を順次展開しています。



■府市連携による相乗効果を高める取組方針^{〔出典 18〕}

4. 「新・大阪市緑の基本計画」に基づく取組

前基本計画では、基本理念である「みどりの魅力あふれる大都市・大阪 ～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」の実現に向け、今後の公園・緑化のあり方（方向性）として「みどりの都市への成長」「みどりの都市イメージの構築・発信」「みどりの都市を実現する仕組み（受け皿）づくり」を掲げました。ここで前基本計画に基づき進めてきた取組と、社会情勢が変化することで顕在化してきた課題について整理します。

(1) 「みどりの都市への成長」に向けた取組み

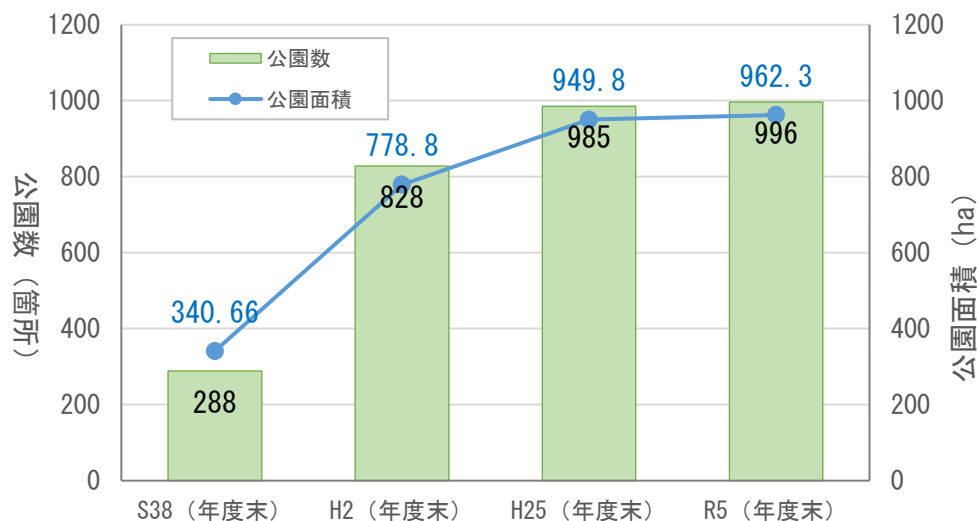
1) 都市の基盤となるみどりの保全・創出

① 都市公園の整備

市内に整備された都市公園（国営公園・府営公園含む）の状況を、1963（昭和38）年度末と2023（令和5）年度末で比較すると、公園数は288箇所から約3.5倍の996箇所に、公園面積は約340.7haから約2.8倍の962.3haにそれぞれ増加しています。

前基本計画を策定した2013（平成25）年度以降では、公園数は11箇所の増、公園面積は約12.5haの増となっています。高度に都市化が進んできた中、新たな公園整備などによる大幅な量的拡充は難しくなっており、公園数及び公園面積は近年横ばいに近い状況となっています。

また、大阪市営の都市公園のうち、全体の8割以上が開園から30年以上経過しており、公園施設の老朽化に伴う維持管理上の課題も顕在化しています。



■都市公園の整備数及び面積の推移（各年度末時点）

（注）1963（昭和38）年度末：緑化百年宣言と同時期
 1990（平成2）年度末：花と緑のまちづくり宣言と同時期
 2013（平成25）年度末：前基本計画の策定と同時期

② 街路樹・公園樹の維持保全・整備

大阪市の街路樹・公園樹本数は、1964（昭和39）年に48.8万本であったものが、緑化百年宣言以降、都市化に伴う道路・公園整備に合わせて多くの街路樹・公園樹を整備した結果、1990（平成2）年には約14倍の679.6万本、2023（令和5）年には約24倍の1,161.0万本へと増加しています。



■街路樹・公園樹本数の推移

一方で、これまで早期緑化などを目的に、道路や公園の限られたスペースに、成長の早い樹木などを狭い間隔で多数植栽してきたため、それらの樹木の太木化・老木化が進行しています。また、都市を取り巻く様々な社会情勢の変化に伴い、都市の空間や環境が樹木の生育にとってさらに厳しいものになったことにより、例えば標識等の視認障害や、根上がりによる舗装等の施設損壊・通行支障、樹木の健全性低下による倒木・幹折れ被害、狭い空間での過植による景観の悪化などが発生しています。



標識の視認障害



根上がりによる施設損壊



狭い空間での過植による景観の悪化



■街路樹・公園樹における事故リスクの増大や景観の悪化

こうした課題を受け、街路樹では2018（平成30）年度から、公園樹では2020（令和2）年度から安全対策事業を実施し、市民生活に影響を及ぼすおそれ（倒木リスクなど）のある樹木の撤去・更新を集中的に実施してきました。また、大阪・関西万博会場に至る主要なアクセスルートなどで、道路の美観向上に資する街路樹の細やかな剪定など、健全な樹木の保全育成に向けた維持管理を先行的に実施してきました。

③ 民間事業者による緑化

本市では、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」に基づき、敷地面積が 500 m²以上 1,000 m²未満の建築物を建築する場合に、敷地面積の 3%以上となる緑地を設置することについて、協議を義務付け、緑化を推進しています。また、2016（平成 28）年 4 月に策定した「大阪市みどりのまちづくり条例」では、敷地面積が 1,000 m²以上となる新築、増築または改築を行う場合に、敷地面積の 3%以上にあたる緑化を義務付けるとともに、緑化等計画書等の届出を義務付けるなど、より確実なみどりの創出を図っており、2016（平成 28）年度から 2023（令和 5）年度までに合計 2,089 件の緑化が本条例に基づき実施されています。



■民間事業者による緑化の事例（左：日本生命淀屋橋ビル、右：グランドメゾン新梅田タワー）【出典 19】

④ 市民協働の推進

本市では地域住民で組織された公園愛護会による身近な公園の維持管理や、花と緑についてより専門的な知識を持ち、地域で率先して緑化活動を行うグリーンコーディネーターの認定・育成に取り組むなど、市民協働による地域のみどりの維持管理を推進してきました。

しかし、メンバーの高齢化などもあり、組織や活動を維持する上での課題も顕在化しています。



■グリーンコーディネーターによる花と緑の講習会(2020(令和2)年)【出典 20】

(2) 「みどりの都市イメージの構築・発信」に向けた取組み

1) みどりによる都市魅力の向上

① 緑化重点地区の指定

緑化重点地区とは、緑の基本計画に定めることができるとされている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」(都市緑地法第4条第2項第8号)です。大阪市では、大阪の都市魅力の向上や、みどりの都市イメージの構築・発信という視点から、大阪の顔となる6つのエリア(新大阪・大阪地区、なんば・天王寺・あべの地区、大阪城周辺地区、御堂筋周辺地区、中之島周辺地区、夢洲・咲洲・舞洲地区)を緑化重点地区として設定しました。

緑化重点地区では、新たなまちづくりに伴う都市公園整備や公共空間の緑化、民間事業者による屋上・壁面緑化や公開空地の整備など、みどりの創出を図ってきました。また、オープンスペースを活かしたにぎわいづくりも進めるなど、ハード・ソフト両面での取組を展開してきました。



■緑化重点地区位置図



クリスマスイルミネーション設置
(御堂筋周辺地区)^{【出典 21】}



歩行者空間化に向けた社会実験
(御堂筋周辺地区)^{【出典 22】}



地域のにぎわいづくりイベント
(中之島周辺地区)^{【出典 23】}

■緑化重点地区内でのソフト面の取組例

地区名		主な取組
新大阪・大阪地区	新大阪	・「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり方針 2022」の策定
	大阪	・うめきた1期・2期地区における都市公園・街路樹の整備及び民有地緑化 ・エリアマネジメント組織による官民のみどりの一体的管理
なんば・天王寺・あべの地区		・天王寺公園・動物園の魅力向上事業 ・なんば駅周辺における道路空間再編のための社会実験（歩行者空間化）の実施
大阪城周辺地区		・大阪城公園 PMO 事業の実施 ・難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業の実施 ・「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」及び「大阪城東部地区 1.5 期開発の開発方針」の策定
御堂筋周辺地区		・御堂筋側道歩行者空間化整備に合わせたイチョウ並木の保全育成 ・御堂筋側道歩行者空間化に関する社会実験の実施
中之島周辺地区		・中之島通の歩行者空間化、こども本の森中之島・大阪中之島美術館の整備 ・「水都大阪」の取組による中之島東部エリア・中之島西部エリアの活用
夢洲・咲洲・舞洲地区		・「夢洲まちづくり構想」及び「夢洲まちづくり基本方針」の策定 ・「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の策定

■緑化重点地区での主な取組

② 御堂筋側道歩行者空間化整備に合わせたイチョウ並木の保全育成

御堂筋では、側道の歩行者空間整備に合わせて、2021（令和3）年度以降、「根系誘導耐圧基盤」を整備し、イチョウが根を伸ばすスペースを確保するなど、イチョウの良好な生育及び美しい景観の維持に向けた取組を実施しています。



■御堂筋における根系誘導耐圧基盤の整備イメージ

③ 官民連携による公園の新たな魅力の創出

大阪城公園では2015（平成27）年度から、民間事業者が公園全体を総合的・戦略的に一体管理するPMO事業を実施しており、民間活力を活用した新たな魅力創出を進めてきました。



■大阪城公園 PMO 事業の概念



■大阪城公園「JO-TERRACE OSAKA」

天王寺公園では、天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業により、2015（平成27）年度に民間事業者主体で「てんしば」を整備し、様々なイベントなどを行っています。また、2019（令和元）年度には、天王寺動物園ゲートエリア魅力向上事業により、新エリア「てんしば i:na（イーナ）」をオープンしました。

2021（令和3）年度からは、天王寺動物園の柔軟な経営をめざして、地方独立行政法人による運営へ移行しました。



■天王寺公園の「てんしば」(左)と「てんしば i:na(イーナ)」(右)

その他、鶴見緑地や長居公園などにおいても、公園全体の一体的なマネジメント等により公園の魅力向上を図る取組を、官民連携により展開してきました。

④ うめきた2期区域のまちづくり

UR 都市機構の防災公園街区整備事業などを活用し、4.5ha の都市公園「うめきた公園」の整備と、民間宅地における新たなみどりの創出を進めており、地区全体で約 8ha のみどりが官民連携により創出される予定です。2024（令和6）年には先行まちびらきが行われ、大阪における新たなみどりの拠点となる「うめきた2期区域」が誕生しました。2027（令和9）年度には、全体まちびらきが予定されています。



■うめきた2期区域の全体パース(左)とうめきた公園(右)

2) 大阪の個性を特徴づけるみどりの保全・活用

① 保全配慮地区の指定

保全配慮地区とは、緑の基本計画に定めることができるとされている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（都市緑地法第4条第2項第8号）です。大阪市では、寺社・仏閣などの民有地と公園などの公共空間が一体となって「一団のみどり」を形成している4つの地区（「夕陽丘・生玉地区」「天王寺地区」「杭全地区」「聖天山地区」）を保全配慮地区として設定し、保存樹・保存樹林の保全育成に対する助成などを通じて、貴重な緑の保全に努めてきました。



上町台地（夕陽丘・生玉保全配慮地区）



河底池（天王寺保全配慮地区）



聖天山古墳（聖天山保全配慮地区）



杭全神社（杭全保全配慮地区）



■保全配慮地区位置図

② 水都大阪を感じられる水辺のみどりの保全・創出

大川・中之島一帯では、水辺のオープンスペースを活用したイベントの実施や、中之島通の歩行者空間化（都市公園化）など、水都大阪を象徴する水辺のみどりの保全・創出に努めてきました。



■中之島の様子



■歩行者空間化後のオープンスペースを活用したイベント「中之島モダンシーン」

(3) 「みどりの都市を実現する仕組み（受け皿）づくり」に向けた取組み

1) 多様な主体によるみどりのまちづくりに関する検討

実効性のあるみどりのまちづくりの推進に向けて、市民・事業者・行政の役割や責務を明確化し、都市緑化を推進していくための新たな仕組みとして、2016（平成28）年4月に「大阪市みどりのまちづくり条例」を創設しました。これに基づき、有識者などなからなる「みどりのまちづくり審議会」を設置し、緑の基本計画に基づく取組みの進捗状況の確認や、今後の大阪市のみどりのまちづくりの方向性、具体的な取組内容等、大阪市のみどりに関する継続的な議論を行ってきました。



■みどりのまちづくり審議会

🌳 みどりのコラム

〈大阪市みどりのまちづくり条例とは？〉

「だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思うみどりの魅力あふれる大都市・大阪」を実現し、次世代に引き継ぐため、みどりのまちづくりに関する基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりのまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることで、みどりのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

本条例では、緑の基本計画の策定や、緑の保全及び緑の創出、参画及び協働によるみどりのまちづくりの推進に関する事項について定めるとともに、これらの緑のまちづくりに関する重要事項について調査・審議するための「みどりのまちづくり審議会」の設置についても定めています。

2) 市民・民間事業者によるみどりのまちづくり活動の推進

2021（令和3）年度からは、「もっと自由な発想で、もっと楽しく、もっと柔軟に公園を使いこなす」ために、「みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）」を進めており、市民や民間事業者が主役となった公園利用を推進しています。

みどりのコラム

〈パークファンとは？〉

「パークファン」という名前には、公園が市民や事業者の皆さんにとってもっと楽しい（fun）場所となるように、そして公園のファン（fan）が増えるように、という想いを込めています。公園を活用して何かやりたいことをお持ちの市民・事業者（＝プレイヤー）に対して、プログラム実施までの準備や手続き等にかかる支援を行っています。さらにはプレイヤー同士の交流を促進する取組を通じて、新たなつながりづくりも進めています。

パークファンプログラムを通じて、新たな活用アイデアの実践により公園のポテンシャルを最大限引き出すとともに、公園への愛着を育むなど、公園に対する効果を期待しています。また、新たな人のつながりによる地域コミュニティの活性化など、まちへの波及効果も期待できます。

防災 公園から始める 地域の防災・減災活動  災害時の一次避難場所となる公園で、防災グッズの製作や防災クイズに挑戦しながら楽しく知識を身に付けられます！	環境 ゴミ拾いや花壇の手入れによる 公園内の維持管理活動  みんなで一緒にゴミ拾いや花壇の手入れをすることで、スポーツやゲームのように楽しみながら、気持ちの良い公園づくりができます！	健康・スポーツ 簡単な運動から 健康習慣づくり  地域の公園で、太陽の光や風を感じながらストレッチ、歌唱、スポーツなどを行うことで、健康な体づくりが気軽に始められます！
子育て、教育 子どもたちの豊かな発想力や 表現力を育むアクティビティ  落ち葉プール、段ボール迷路づくり、色探し、綱引きなど、家ではなかなかできないことも公園でなら思いっきり楽しめます！	文化・伝承 公園だからこそできる 世代を超えた遊び・交流  昔から親しまれている伝承遊びや踊りなどを通して文化を伝えながら、幅広い世代の方が交流できる場をつくれます！	レクリエーション 公園のオープンな空間を 活かした賑わいづくり  パラソルやござ、机などのちょっとした仕掛けをすることで、いつもの公園がもっと楽しい場所になります！

■パークファンプログラムの事例

5. 取組みの進捗状況

(1) みどりのまちづくり指標の達成状況

ここまで前基本計画に基づく取組や課題について振り返りましたが、それらがみどりのまちづくり指標の達成状況としてどのように表れているか確認します。前基本計画においては、「成果指標」「達成指標」「共有指標」といった指標を設定し、計画に基づく取組みの進捗状況を確認するため、基準値と目標値を設定しています。それぞれの指標の考え方や目標値などは、以下のとおりです。

■成果指標

みどりのまちづくりの成果としてめざす指標

みどりのまちづくりを進めた成果として、市民・事業者の実感を捉えるもの。市民アンケート調査により、3つの指標について定期的に現状を把握。

なお、2010（平成 22）年及び 2015（平成 27）年は市政モニターアンケート、2018（平成 30）年以降は民間ネット調査により実施しており、アンケート手法の変更前後で回答者の属性が異なる。

指標	基準値 2010（平成 22）年	目標値 2015（平成 27）年度末	目標値 2025（令和 7）年度末
①身近な緑の満足度※ ¹	46.5%	約 50%	約 60%
②緑が増えたと感じる人の割合※ ²	28.1%	約 30%	約 33%
③身近な公園の利用頻度※ ³	35.1%	約 40%	約 50%

※1 問「あなたはお住まいや職場・学校近くのあなたにとって身近な緑について満足していますか？」に対する回答のうち、「満足している」または「やや満足している」と回答した人の割合

※2 問「あなたは、10 年前と比較して、市内全体の緑は増えたと思いますか、減ったと思いますか？」に対する回答のうち、「増えた」または「やや増えた」と回答した人の割合

※3 問「あなたは身近にある小さな公園をどのくらいの頻度で利用していますか？」に対する回答のうち、「週に 1 回」以上と回答した人の割合

■達成指標

みどりのまちづくりの中で行政がめざす量的目標値となる指標

屋上緑化をはじめとした民有地緑化等の多様な緑を確保し、都市に占める緑の割合がどの程度確保できるか、またその中心的な役割を担う都市公園が市民一人あたりにどの程度提供できているのかを捉えるもの。

指標	基準値 2012（平成 24）年度	目標値 2015（平成 27）年度末	目標値 2025（令和 7）年度末
①緑被率※ ¹	約 10.4%※ ²	現状以上	
②都市公園の市民 1 人あたりの面積	3.51 m ² /人	約 3.6 m ² /人※ ³	約 4.0 m ² /人※ ⁴

※1 樹冠の投影面積からなる樹木・樹林に加え、芝生地等の緑被面も含めた都市の緑全体をとらえた指標

※2 外部機関調査数値（水面を含んだ緑被率は約 15.8%）

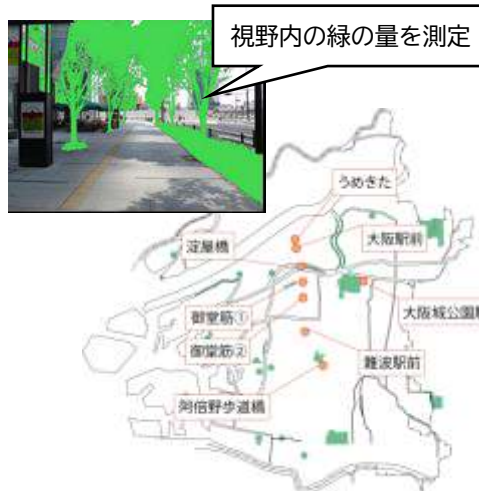
※3・4 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成 25（2013）年 3 月推計）【出典 24】から試算したもの

■共有指標

**みどりのまちづくりの進捗を把握する尺度として定点観測及び現状公表し、
大阪の顔となるような場所での緑化の意識啓発に繋げるための指標**

市民・事業者・行政がみどりの現状を共有し、共にみどりの保全・創出を進めていくために活用するツールとして共有できる指標として「緑視率」を設定。

測定場所	基準値	平成 27 年度末	令和 7 年度末
うめきた	31%	3年ごとに 測定・公表	
大阪駅前	13%		
淀屋橋	17%		
大阪城公園	26%		
御堂筋①	32%		
御堂筋②	36%		
難波駅前	10%		
阿倍野歩道橋	1%		



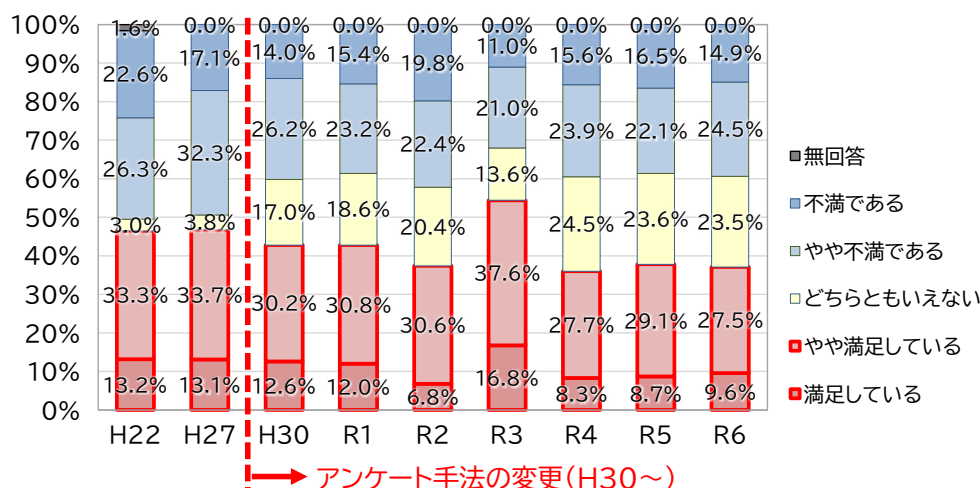
1) 成果指標の達成状況

2018（平成 30）年度のアンケート手法の変更以降、「②緑が増えたと感じる人の割合」と「③身近な公園の利用頻度」は増加傾向となっており、開発に合わせた緑化や、公園の利活用を促進する取組などを実施してきたことで、市民が緑を実感することや、公園の利用頻度の増加につながった可能性が考えられます。

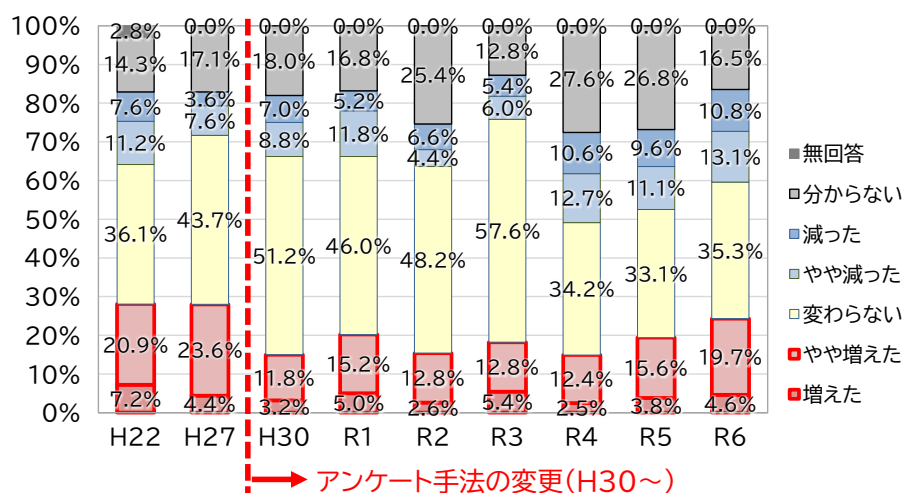
しかしながら、いずれの項目も 2025（令和 7）年度末の目標値を大きく下回る見込みとなっており、特に「①身近な緑の満足度」はアンケート手法の変更以降も低下傾向にあるため、身近な緑の満足度が低下している原因を把握し、身近な緑への満足度を高める取組や、その成果を図るための新たな指標について検討することが必要です。

指標	基準値 2010（平成 22）年	2015（平成 27） 年度末目標値（上段）	—	2025（令和 7） 年度末目標値（上段）
		2015（平成 27） 年度末実績値（下段）	2018（平成 30） 年度末実績値（下段）	2024（令和 6） 年度末実績値（下段）
①身近な緑の 満足度	46.5%	約 50%	—	約 60%
		約 46.8%	約 42.8%	約 37.1%
②緑が増えたと 感じる人の 割合	28.1%	約 30%	—	約 33%
		約 28.1%	約 15.0%	約 24.3%
③身近な公園の 利用頻度	35.1%	約 40%	—	約 50%
		約 35.1%	約 14.4%	約 20.4%

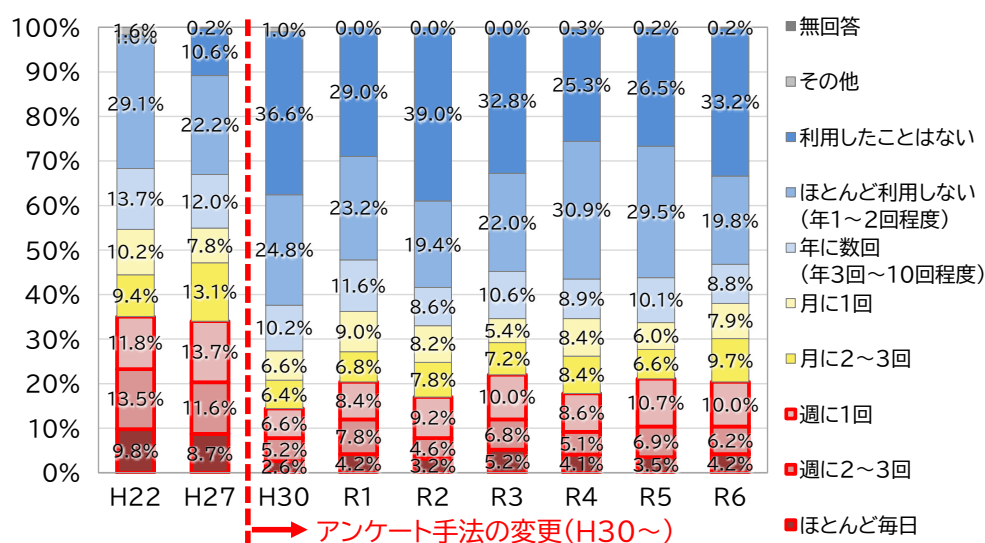
■成果指標の達成状況



■「①身近な緑の満足度」の推移



■「②緑が増えたと感じる人の割合」の推移



※令和6年度の「年に数回」は「2か月に1回程度(年6回~10回程度)」「四半期に1回程度(年3~5回程度)」の合計。

■「③身近な公園の利用頻度」の推移

2) 達成指標の達成状況

「緑被率」は、2024（令和6）年度末の実績値は約 10.7%であり、「現状以上」とする目標値を達成しました。

「都市公園の市民 1 人あたりの面積」は、基準年度となる 2012（平成 24）年度末から 2023（令和5）年度末まで約 22ha の都市公園を整備してきました。2024（令和6）年度にはうめきた公園（部分完成：約 3.5ha）や難波宮跡公園（約 2.3ha）などの整備により、さらに約 6ha の増加となる予定です。

一方で、正蓮寺川公園や淡路・三国東地区など、主に他事業連携において、公園整備の進捗に遅れが生じており、その結果当初想定していた整備目標に届かなかったことから、計画的な公園整備が今後の課題となっています。また、当初は人口減少を見込んだ目標値を設定していましたが、実際には人口が増加したこともあり、1 人あたり面積は 2012（平成 24）年度の基準値を下回っています。今後は、人口変動に留意した整備計画の見直しなどの対応についても検討が必要です。

指標	基準値 2012 （平成 24）年度	2015（平成 27）年度末目標値（上段）	2025（令和 7）年度末目標値（上段）
		2015（平成 27）年度末実績値（下段）	2024（令和 6）年度末実績値（下段）
①緑被率※1	約 10.4%※2	現状以上	
		—	約 10.7%
②都市公園の市民 1 人あたりの面積	3.51 m ² /人	約 3.6 m ² /人※3	約 4.0 m ² /人※4
		約 3.51 m ² /人※5	約 3.46 m ² /人※5

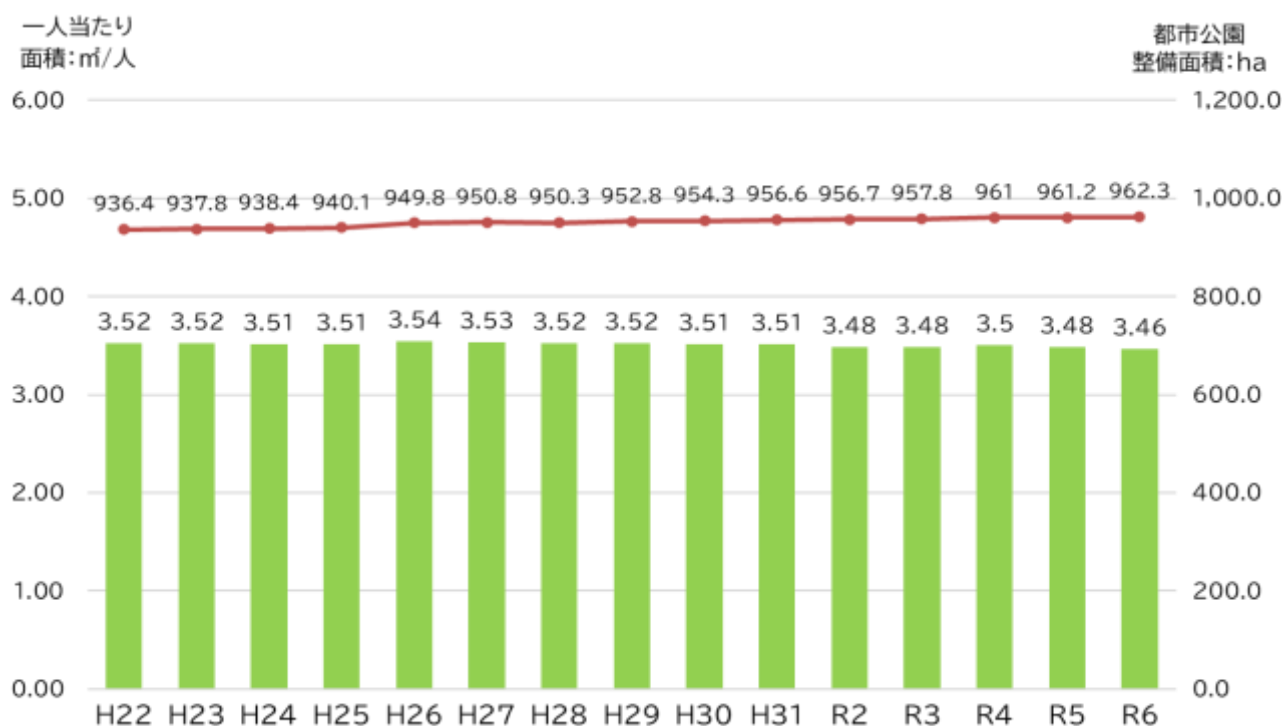
■達成指標の達成状況

※1 樹冠の投影面積からなる樹木・樹林に加え、芝生地等の緑被面も含めた都市の緑全体をとらえた指標

※2 外部機関調査数値（水面を含んだ緑被率は約 15.8%）

※3・4 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成 25（2013）年 3 月推計）^{【出典 24】} から試算したもの

※5 人口は各調査年度における「大阪市の推計人口」^{【出典 25】} による。



■都市公園の総面積と市民一人あたりの面積（国営・府営公園含む、各年度 4 月時点）

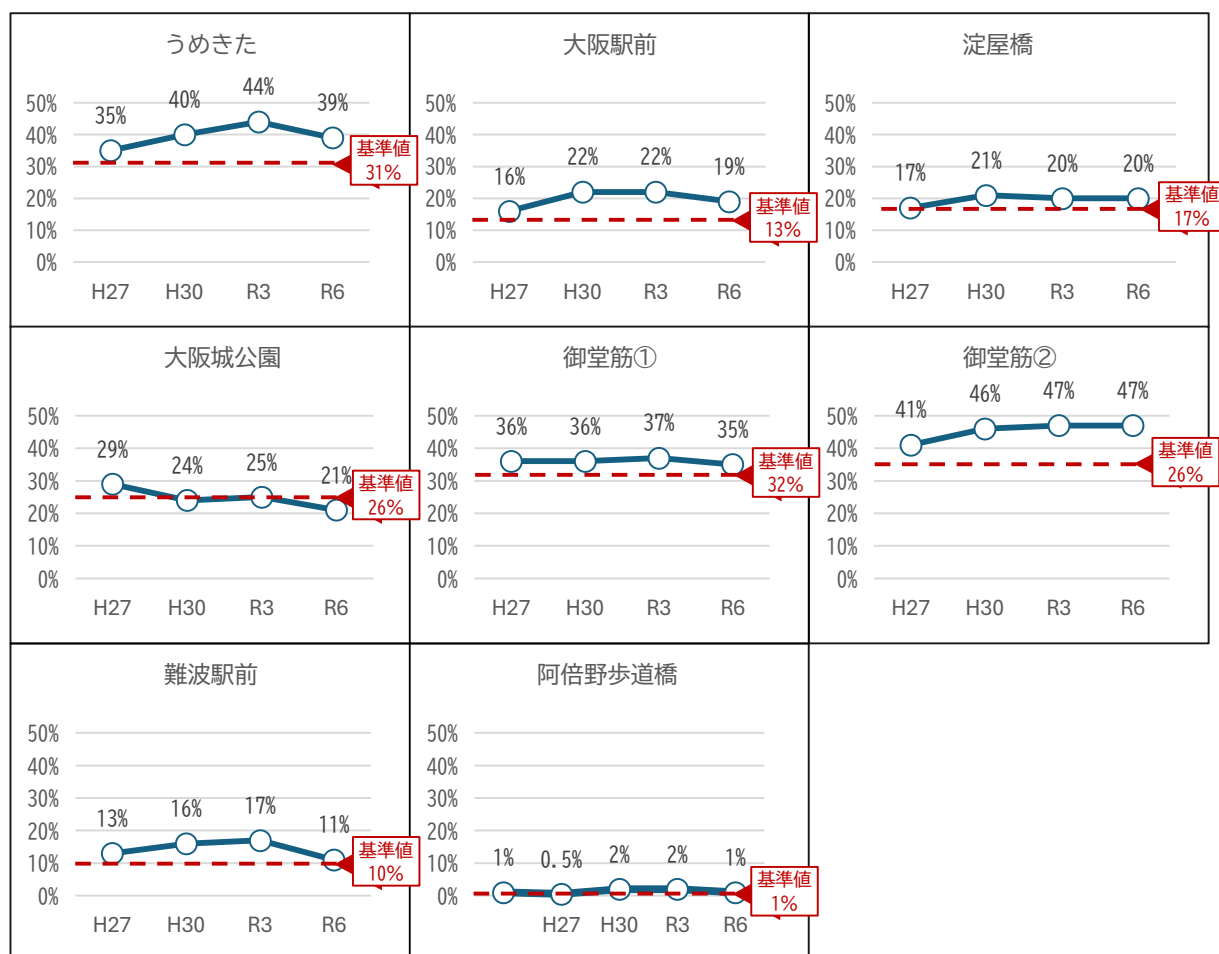
3) 共有指標の達成状況

「緑視率」は、樹木の剪定のタイミングなどにより、年度間で多少の変動が見られますが、前基本計画の策定時に設定した8箇所の計測地点のうち、概ね全ての地点で基準値よりも増加傾向にあり、大阪の顔となるような場所での視野内緑量は概ね確保できている状況です。

特に「うめきた」では、開発時の植栽が成長したことで緑視率が大きく増加しており、開発に合わせて緑を確保することが、緑視率の増加を図る上で特に有効と考えられます。

測定場所	基準値	2015 (平成27) 年度末	2018 (平成30) 年度末	2021 (令和3) 年度末	2024 (令和6) 年度末
うめきた	31%	35%	40%	44%	39%
大阪駅前	13%	16%	22%	22%	19%
淀屋橋	17%	17%	21%	20%	20%
大阪城公園	26%	29%	24%	25%	21%
御堂筋①	32%	36%	36%	37%	35%
御堂筋②	36%	41%	46%	47%	47%
難波駅前	10%	13%	16%	17%	11%
阿倍野歩道橋	1%	0.5%	2%	2%	1%

■共有指標の達成状況



■各地点の緑視率の推移



■緑視率(6地点の平均値)
 2015(平成25)年度(上段):約31%
 2024(令和6)年度(下段):約39%



33% ⇒ 37%

30% ⇒ 46%

25% ⇒ 28%



32% ⇒ 33%

34% ⇒ 54%

29% ⇒ 39%

■「うめきた」における緑視率の変化

(2) 身近な緑の満足度に関する分析

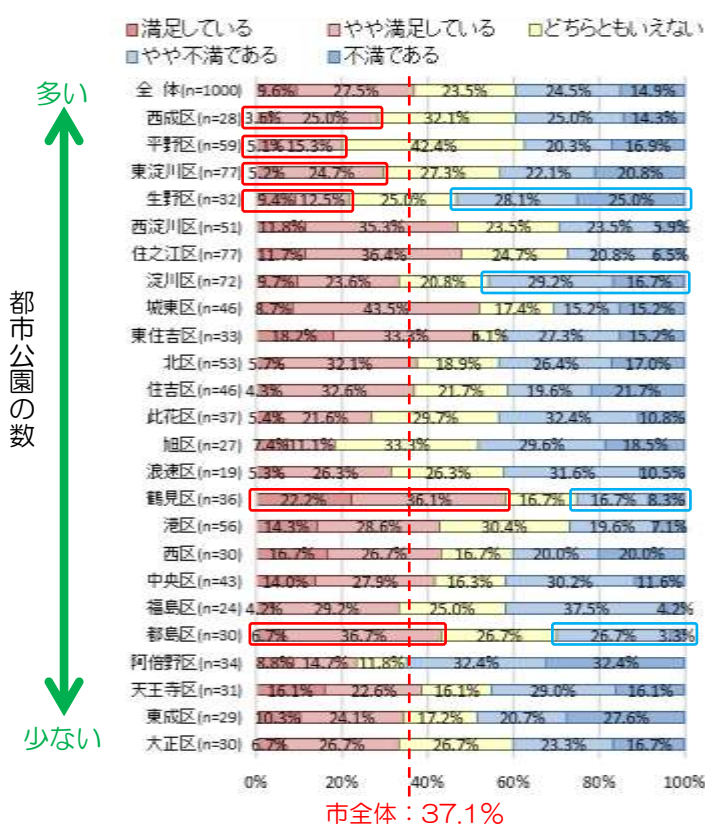
前述のとおり、成果指標である「身近な緑の満足度」は、前基本計画の期間内で低下傾向にあることがわかりました。今後、身近な緑の満足度の向上につながる取組を推進していくためには、満足度が低下した原因を把握する必要があることから、2024（令和6）年に実施した市民アンケート調査の結果を用いて分析を行いました。

調査名	大阪市緑の基本計画に関するアンケート
調査方法	インターネット（民間調査会社によるモニターアンケート）
調査期間	2024（令和6）年12月16日（月）～19日（木）
調査対象	大阪市内在住の20歳以上の方（民間調査会社にモニター登録している市民へ一斉配信し、先着順で回答した1,000名）
有効回収数	1,000票

■2024(令和6)年に実施した市民アンケート調査の概要

1) みどりの量と身近な緑の満足度の関係について

市内24の各区の都市公園の数及び一人当たり都市公園面積と、身近な緑の満足度の関係について確認したところ、例えば都市公園の数や一人当たり都市公園面積が比較的少ないにもかかわらず、身近な緑の満足度が高い区もあるなど、みどりの量と身近な緑の満足度の間にはっきりとした関係性は見られませんでした。このことから、都市公園の量的確保（公園数や面積）以外の要因が、市民の実感（身近な緑の満足度）に影響していると考えられます。



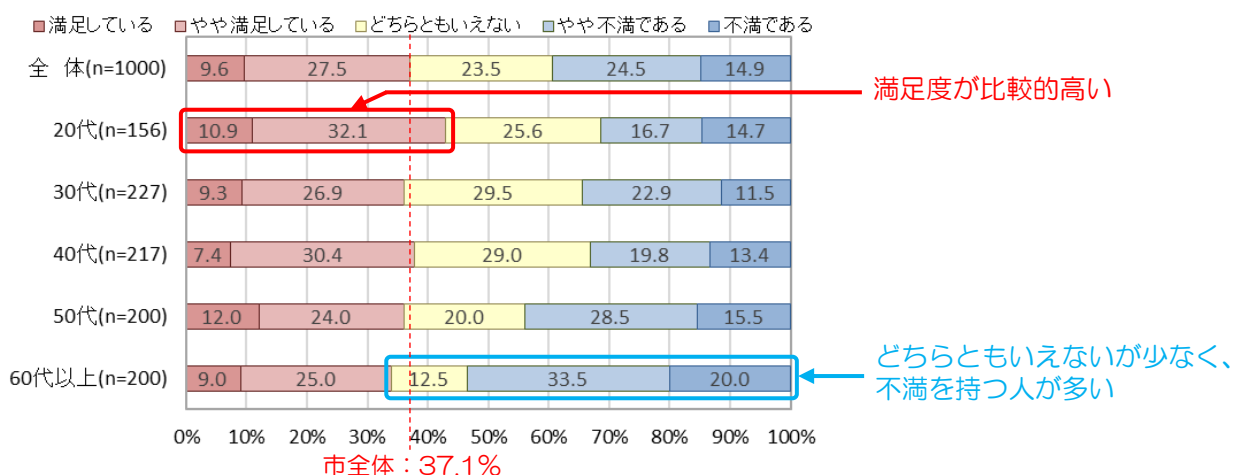
■都市公園の数と身近な緑の満足度の関係

2) みどりとのかかり方と身近な緑の満足度の関係について

① 年齢層との関係

市民の年齢層（ライフステージ）と身近な緑の満足度との関係について分析した結果、20 歳代では身近な緑の満足度が比較的高いこと、60 歳代以上ではどちらでもないと回答した人が少ない一方で身近な緑に対して不満であると回答した人も多く見られました。

この結果は、ライフステージに応じたみどりとのかかり方の違いが、身近な緑の満足度に影響している可能性を示唆していると考えられます。

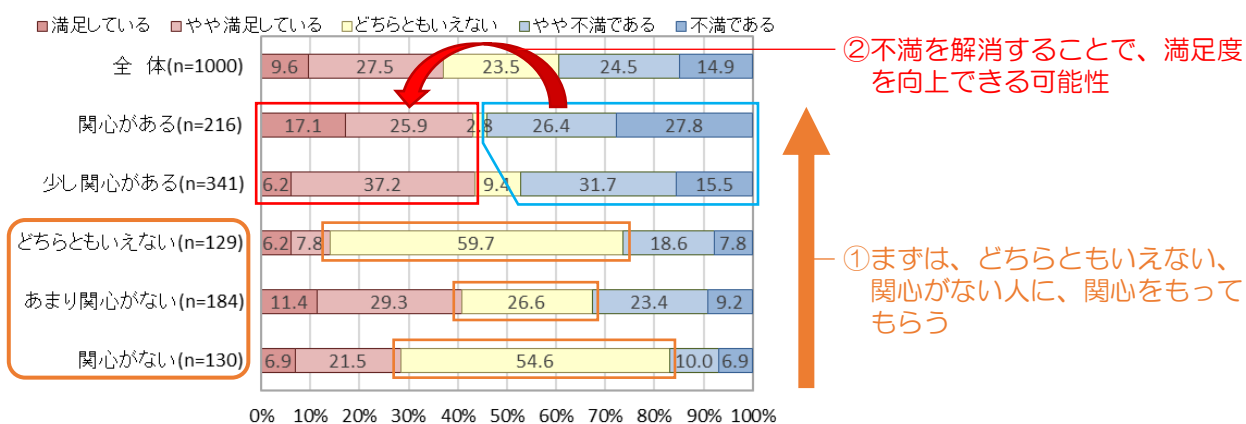


■年齢層と身近な緑の満足度の関係

② 緑への関心との関係

次に、緑への関心と身近な緑の満足度の関係を見てみると、緑に関心がないグループよりも、緑に関心があるグループの方が、満足度が高い傾向にあることがわかりました。一方で、緑に関心があるグループほど、身近な緑への不満を感じている割合も高い傾向にありました。なお、緑に関心がない人は、満足でも不満でもなく、「どちらともいえない」と回答した人が多い傾向が見られました。

以上のことから、まずは緑に少しでも関心をもってもらうことが、満足度の向上につながると考えられます。同時に、不満を解消することで満足度の向上につながると考えられます。

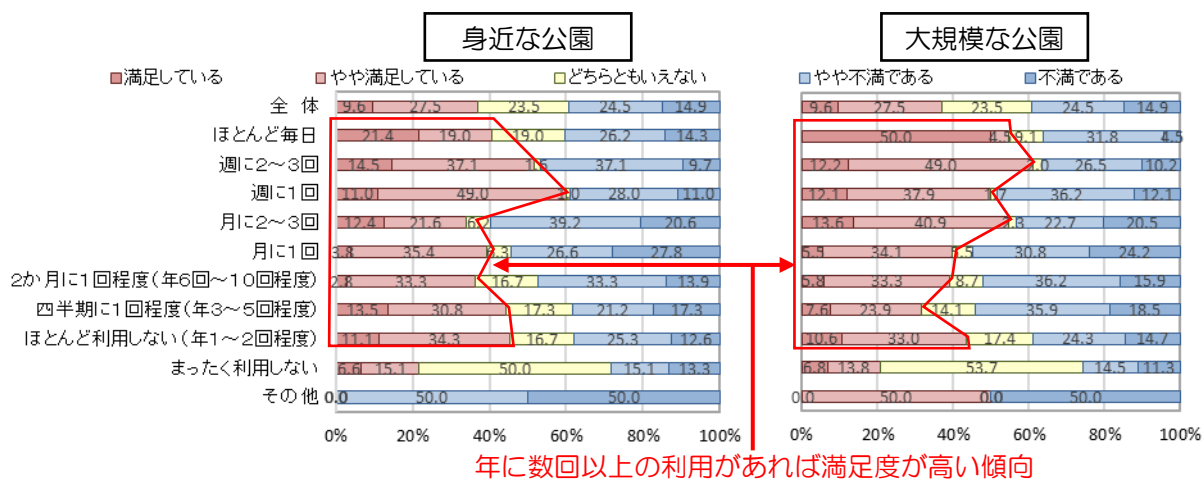


■緑への関心と身近な緑の満足度の関係

③ 公園の利用頻度との関係

次に、公園の利用頻度と身近な緑の満足度の関係を見てみると、身近な公園・大規模な公園ともに、公園をまったく利用しない人に比べて、少しでも利用している人の方が、満足度が高い傾向にあることがわかりました。

公園の利用が身近な緑の満足度につながっているのか、その因果関係を断定することは難しいですが、この分析結果を踏まえると、多くの人が公園を少しでも利用するような状態をめざすことが重要であると考えられます。



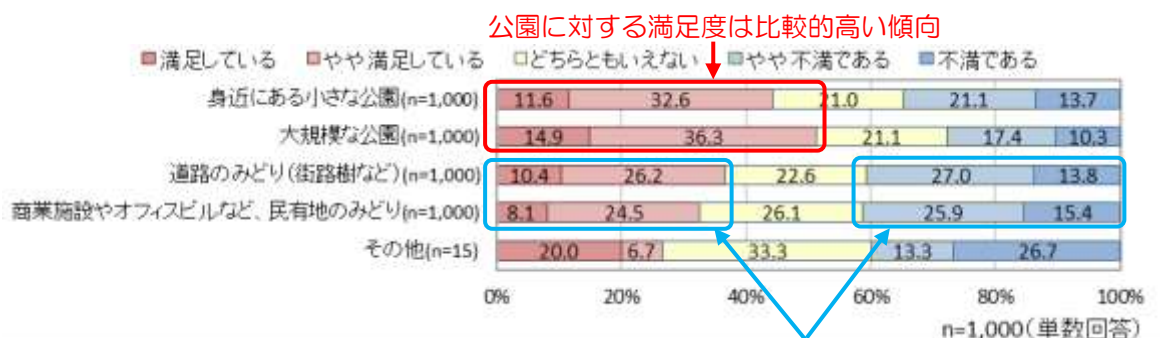
■公園の利用頻度と身近な緑の満足度の関係

3) 緑に対して不満を感じる要因について

ここまでの分析から、日頃からみどりへの関心や関わりを持っている人ほど、身近な緑の満足度が高い傾向が明らかとなりましたが、同時に不満を感じている人も一定数存在することがわかりました。その不満を解消することで、身近な緑の満足度の向上につながると考えられることから、不満を感じている要因についても分析を行いました。

① 緑の種類との関係

まずは身近な緑の満足度を、緑の種類ごとに見たところ、「身近にある小さな公園」や「大規模な公園」に対しては、5割前後の人が「満足」「やや満足」と回答していることがわかりました。一方で、「道路のみどり(街路樹など)」や「民有地のみどり」については「不満」「やや不満」と回答した人が比較的多い傾向にありました。



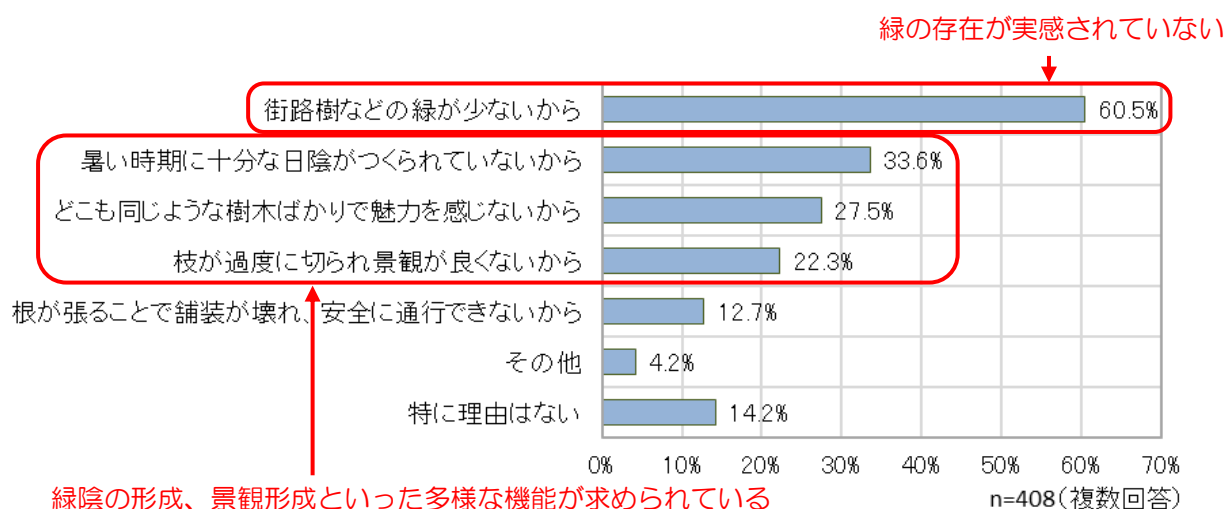
道路のみどりや民有地の緑は満足度が比較的低く、不満と感じる人の割合が高い傾向

■緑の種類と身近な緑の満足度の関係

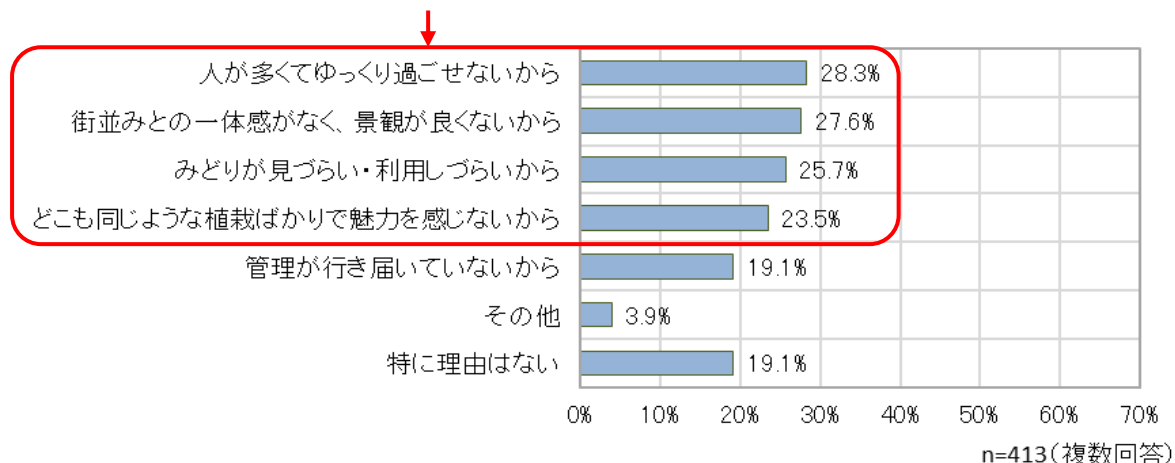
② 不満に感じる理由

不満の声が多かった「道路のみどり（街路樹など）」と「民有地のみどり」について、その理由を確認したところ、道路のみどりでは「街路樹などの緑が少ないから」と回答した人が約6割と最も高く、続いて「十分な日陰がつくられていない」「魅力を感じない」「景観が良くない」などの回答が続く結果となりました。このことから、道路のみどりについては、豊かな緑を実感できるようにするとともに、緑陰や景観の形成など、樹木が有する多様な機能の発揮が求められていることがわかりました。

民有地のみどりについては、「人が多くてゆっくり過ごせない」「景観が良くない」「見づらい・利用しづらい」「魅力を感じない」といった回答がそれぞれ2～3割程度という結果でした。このことから民有地の緑についても、利用のしやすさや良好な景観の維持、視認性の確保などといった、多面的な機能向上が求められていることがわかりました。



景観の視認性、利用のしやすさに関する不満が多い。



■不満に感じる理由（上段：道路のみどり（街路樹など）、下段：民有地のみどり）

4) まとめ

以上の分析結果より、身近な緑の満足度を高めるためには、下記の2つのアプローチによる相乗的な取組が必要であると考えます。

① みどりと関わる機会の創出

緑への関心が高いグループや、少しでも公園を利用する人は、身近な緑の満足度が比較的高いこと

がわかりました。このことから、身近な緑の満足度を高めていく上では、みどりと関わる機会を創出することが重要であると考えられます。

例えば身近にある都市公園を利用するなど、あるきっかけでみどりと関わりを持つことで、今まででは気づくことがなかったみどりの魅力を感じることができ、さらにみどりと関わりたくなる、といった好循環が想定されます。そのきっかけづくりとして、多くの人の印象に残るようなみどりを創り育てる取組や、体験型のプログラムや情報発信などといったソフト面での取組が求められます。

② みどりに対する不満の解消

前述の好循環を生み出すためには、みどりと関わりを持った際に、その魅力を感じられることが重要です。一方で、既存のみどりに対して不満を持っている人も一定数存在することから、不満を解消する取組も同時に必要となります。

市民アンケート調査では、特に道路のみどり（街路樹など）や民有地のみどりにおいて、みどりの実感につながる取組や、みどりが有する多様な機能を発揮させる取組が求められていると推察されました。そのため、多様なみどりを育み、その機能を高めていく取組を展開するとともに、日々の生活を豊かにするためにみどりを活用し、みどりの実感につなげていくことが重要です。

(3) 振り返りを踏まえた改定のポイント

前述した指標の達成状況を踏まえると、達成指標や共有指標に表れているとおり、多様な緑を確保する取組については一定の成果を上げていると考えられます。

一方で、成果指標として掲げる「身近な緑の満足度」や「緑が増えたと感じる人の割合」といった市民の実感にもとづく評価や、「身近な公園の利用頻度」といったみどりと市民の関わりに関する評価は目標値を大きく下回る見込みとなっており、緑の量的な確保は一定進めてきたものの、それが人々の実感や行動変化、満足度に十分につながっていないと考えられます。

そのため、計画の改定にあたっては、みどりそのものだけではなく、みどりに対する人々の感じ方や、みどりによる行動の変化に着目する必要があります。そこで、本計画では、**大阪市に住む・働く・訪れる私たちの生活がみどりにより豊かになるような、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」**をめざし、人の感情や行動など、「人」に主眼を置いた内容へと改定していきます。

また、身近な緑の満足度について分析を行った結果、みどりと関わる機会の創出に加え、みどりの実感につながる取組や、みどりが有する多様な機能を発揮させる取組が求められることがわかりました。そのため、**みどりに対する興味・関心を高める**とともに、一人ひとりのアクションがみどりの質の向上（みどりの実感や多様な機能の発揮）につながっていくような、**みどりの満足度向上に向けた好循環**を生み出すことで、都市生活の充実につなげていきます。

みどりのコラム

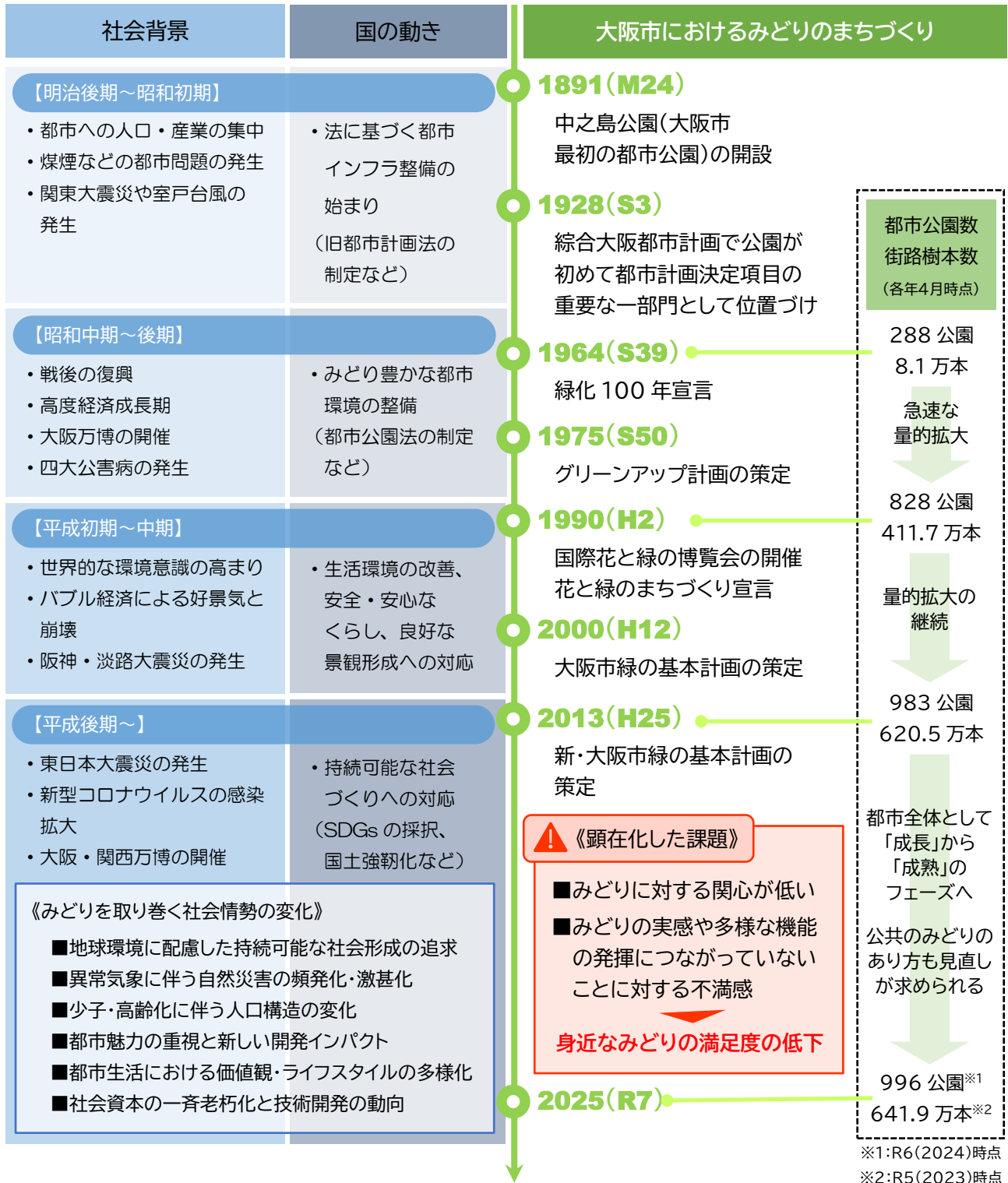
〈一人ひとりのアクションとは？〉

本計画における「一人ひとりのアクション」とは、ボランティア活動などによる深い関わり方だけでなく、例えば都市公園を利用することや、愛着のあるみどりなどの写真を撮影し発信するなど、気軽に実践できる行動も含むものとしています。

民間の企業・法人や市民の方々が実績できる主なアクションは、みどりのまちづくりアクションリストに整理しています。まずは気軽に実践できるアクションから始めてみてください。

6. 第1章のまとめ

第1章で記載してきたみどりのまちづくりの現状について、時系列に沿って改めて整理します。



本計画のポイント

- ✓ 大阪市に住む・働く・訪れる人々に焦点を当てた「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」をめざす
- ✓ みどりに対する興味・関心を高めるとともに、一人ひとりのアクションがみどりの質の向上につなげていくような、みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出す

第2章 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点

1. 今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点

計画の改定にあたり、大阪市のみどりのまちづくりを考える上で重要な視点を以下に整理しました。前基本計画における重要な視点を基本としながら、近年の社会情勢の変化等を踏まえて更新しており、個別施策として今後も行っていくことを前提に「都市計画公園・緑地の見直し」を削除するとともに、新たに「一人ひとりのいきいきとした都市生活の実現」を加えた7つの視点を整理しました。

【前基本計画】		【緑の基本計画〈2026〉における更新】	
大震災や都市型洪水など都市災害への対応	継続	大震災や都市型洪水など都市防災への対応	SDGs達成への貢献 グリーンインフラの概念
自然環境・生物多様性の保全	継続	都市における自然環境・生物多様性の保全	
都市環境の改善やエネルギー問題への対応	継続	気候変動への対応や都市環境の改善	
都市の個性や魅力の向上	継続	都市の個性や魅力・風格の向上	
まちづくり活動の活発化	継続	多様な主体によるまちづくりと連携した まちの価値向上	
都市計画公園・緑地の見直し	削除	※ 項目から削除	
みどりの創出・保全の展開と手法	継続	みどりの創出・保全と情報の発信・共有	
	新規	一人ひとりのいきいきとした都市生活の実現	
※下線部は前基本計画から更新した箇所を示す			全ての「重要な視点」に共通する観点

■今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点

(1) 大震災や都市型洪水など都市災害への対応

近年では、豪雨や地震などによる大きな被害が発生しており、社会全体として、大規模地震への備えや、流域治水の考え方に基づく対策など、防災・減災に向けた取組が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、災害級の危機として社会に大きな影響を及ぼしました。

特に大阪市では、集中豪雨による内水氾濫など、高度に都市化された都市ならではの災害リスクが高いことから、今後のみどりのまちづくりでは、都市災害に対応できるレジリエントなまちづくりへの寄与を見据えた取組が必要となります。



■雨水浸透機能の向上・洪水調節機能の確保（左：札幌市の雨水浸透型花壇、右：深北緑地（大阪府）の遊水地）【出典26】

(2) 都市における自然環境・生物多様性の保全

生物多様性の損失が世界的な課題となっている中、自然環境の保全や、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の推進が求められています。

高度に都市化された大阪市においては、都市生活とのバランスに留意しつつ、限られた自然環境に配慮した取組が必要となります。



■希少な野生動植物の生息・生育環境（左：城北ワンド、右：野鳥園港湾緑地）【出典5】

(3) 気候変動への対応や都市環境の改善

、球規模での気候変動が進む中で、「低炭素」から「脱炭素」への転換、循環型経済への移行など、気候変動への対応を見据えた取組が求められています。

大阪市のように高度に都市化されたエリアでは、暑熱環境の悪化が深刻な課題となっていることから、カーボンニュートラルの推進や、都市環境の改善につながるみどりのまちづくりが必要となります。



■国産木材の活用事例(天王寺動物園)【出典 27】



■暑熱環境の改善

(左：ヒートアイランド現象の緩和（東京都港区）、右：緑陰による暑熱緩和（定禅寺通（仙台市）））【出典 26】

(4) 都市の個性や魅力・風格の向上

グローバル化の進展に伴い都市間競争が激化する中で、それぞれの都市が持つ個性を活かしながら、都市の魅力や風格を高めていくことが求められています。

大阪市においては、上町台地など、大阪の歴史・文化を感じられる貴重なみどりや、都市公園や街路樹といった、これまで蓄積してきた既存のみどりを活用し、良好な都市景観を形成するなど、都市の魅力や都市格の向上、ひいてはシビックプライドの醸成につながるみどりのまちづくりが必要となります。



■風格ある景観づくり/街路樹による都市景観の向上（御堂筋のイチョウ並木）

(5) 多様な主体によるまちづくりと連携したまちの価値向上

近年のまちづくりでは、官民連携やエリアマネジメントの広がりなど、多様な主体がまちづくり活動に関わる動きも見られます。

大阪市においては、人材・技術・資金などが集積する大都市としての強みを活かし、多様な主体が主体となるまちづくりの中で、みどりを積極的に活用していくことにより、まちの価値を向上させることが必要となります。



■エリアマネジメントによるみどりの維持管理・活用

(左：公共の花壇の維持管理（御堂筋）、右：道路空間の活用（御堂筋））【出典 28】

(6) みどりの創出・保全の展開と情報の発信・共有

社会課題を解決する一つの手法として、ICT 技術の活用や、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が様々な分野で推進されています。また、SNS の普及などを背景に、情報発信の分野においても、多様なツールの活用が進んでいます。

大阪市においても、みどりの創出・保全を持続的に展開していくために、新技術も活用した効果的・効率的な手法を取り入れていく必要があります。また、みどりに関する情報を広く発信・共有し、みどりをより身近に感じられるような取組が求められます。



■活動の情報発信/SNS の活用
（「みどりの都市・大阪 ONLINE」
ポータルサイト）

(7) 一人ひとりのいきいきとした都市生活の実現

近年では Well-being の実現やソーシャルキャピタルの増進など、都市生活における心の豊かさが求められるようになっていきます。

そのため、今後のみどりのまちづくりにおいては、ハード・ソフトの両面から多様なニーズへの対応を図り、一人ひとりのいきいきとした都市生活の実現に寄与していくことが必要となります。



■みどり空間の活用事例

(左：長池公園でのパークファンプログラム、右：北加賀屋みんなのうえんでのコミュニティ農園) 【出典 19】

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

前基本計画では、社会情勢や都市がかかえる諸課題に対応し、大阪が世界を代表する都市に成長していくため、「市民が誇りに思い住みたいと思う都市であること」、そして「大阪に事業者が集まり、働きたいと思う都市であること」、「大阪に魅力を感じ、訪れたいと思う都市であること」をめざして、市民・事業者・行政それぞれが果たすべき役割を認識しつつ、将来像を共有してみどりのまちづくりを推進してきました。

こうした考え方は、市民一人ひとりのいきいきとした都市生活の実現をめざすとともに、大阪都市圏の成長をけん引し、世界中の人々から「選ばれる」ような、高い都市格を備えた都市へと発展させていく上で、これまで以上に重要性が高まっていると言えます。

このことを踏まえ、本計画においても、前基本計画で掲げた基本理念「みどりの魅力あふれる大都市・大阪～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」の実現を引き続きめざします。

基本理念

みどりの魅力あふれる大都市・大阪

～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～

2. みどりの将来像

(1) みどりの将来像

基本理念の実現に向けては、第1章で整理したように、大阪市に住む・働く・訪れる私たちの生活がみどりにより豊かになるような、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の推進が求められます。その将来の姿を、市民・事業者・行政といった多様な主体と共有するために、みどりの将来像を示します。

前基本計画では、「“みどりの基盤”を構築するエリア」、「つなげていく“みどりのネットワーク”」、「“みどりの骨格”を形成するエリア」、「“みどりの都市魅力”を創出するエリア」といった要素から将来像を構成しています。これらは今後のみどりのまちづくりを中長期的に進める上でベースとなる考え方であることから、本計画の将来像においてもこれらの要素は踏襲します。

緑の基本計画〈2026〉では、これまで育んできた「みどり」のストックや多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを大切にしながら、大阪の顔となる場所や地域の拠点となる公園など、大阪の都市機能を支える拠点エリアをはじめ、みどりが持つ多様な機能を最大限に発揮できるよう、市域のみどりの充実を図ります。

また、多様な主体がそれぞれの目的やニーズ、役割に応じて、まちのみどりを柔軟に活用し、こうした活動を介してみどりを中心としたコミュニティの醸成につなげることで、大阪市に住む・働く・訪れる人々の生活がより豊かになる、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の実現をめざします。

■将来像を構成する要素

【みどりの基盤】

人々の安全・安心や快適な住環境、生物の生息空間を創出し、豊かな都市生活や生きがいづくりにも資するみどり。

（対象とするみどり）

市域全域



■みどりの基盤の例

【みどりのネットワーク】

道路や河川、鉄道沿いにおいて、生物の移動空間や災害時の避難路、風の通り道となるみどり。

（対象とするみどり）

街路樹、緑道、連続性のある民有地のみどり



■みどりのネットワークの例

【みどりの骨格】

大阪市の骨格を形成する自然資源であり、自然や歴史文化を感じることができる貴重なみどり。

（対象とするみどり）

上町台地、河川（大川・中之島、淀川、大和川）



■みどりの骨格の例

【みどりの都市魅力】

大阪の都市機能を支える拠点エリア内のみどりの創出や活用を通じ、大都市大阪の魅力を発揮することができるみどり。

（対象とするみどり）

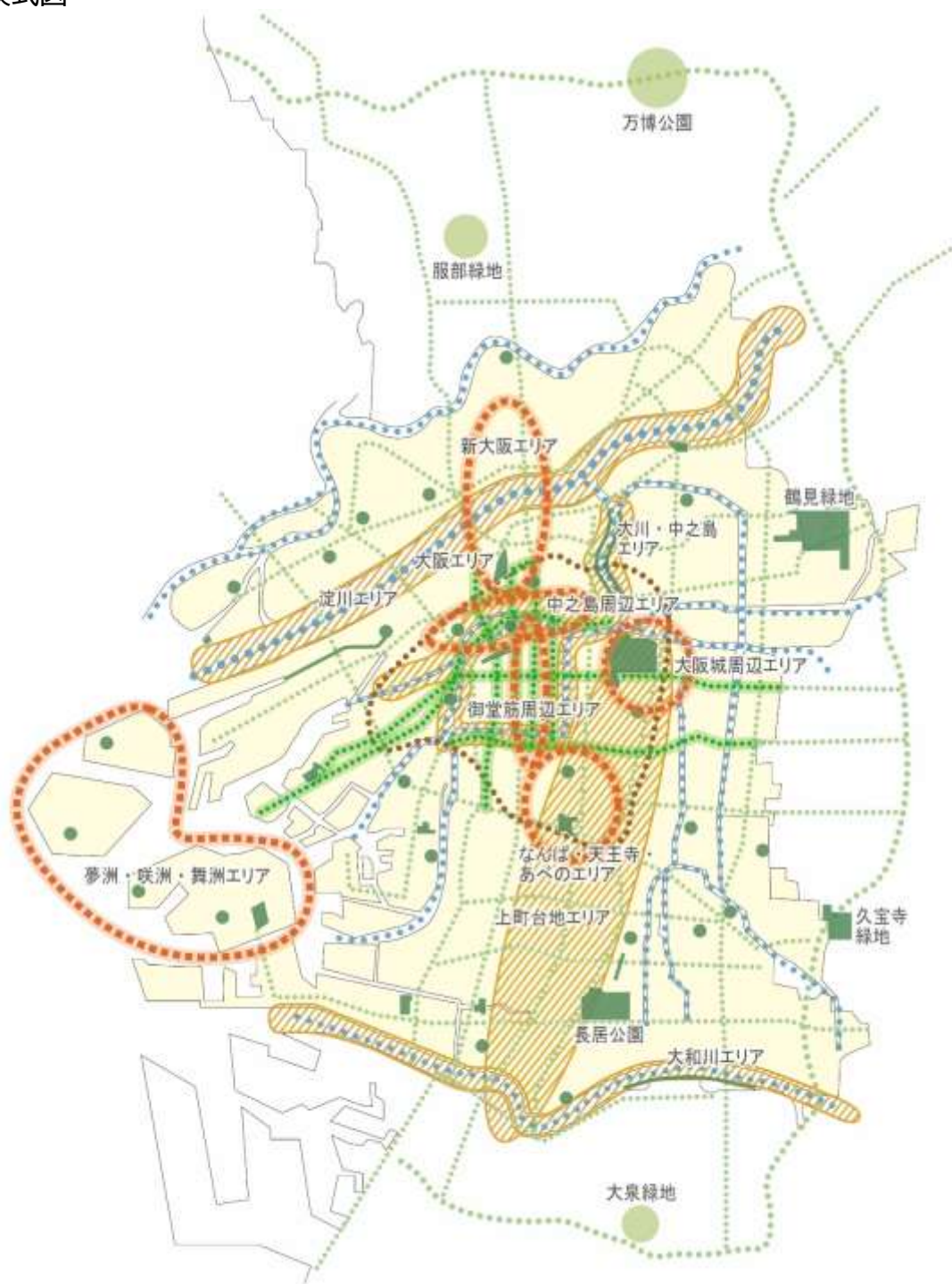
拠点エリア・拠点をつなぐ路線（大阪市景観計画に定める重点届出区域及びまちなみ創造区域内の路線・万博開催に向け環境整備を実施した路線）の街路樹、拠点エリア内の民有地、近隣公園以上の都市公園のみどり



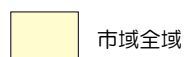
■みどりの都市魅力の例

その上で本計画では、各要素を平面図上に反映した「模式図」に加え、将来のまちを俯瞰した「イメージイラスト」と、人とみどりの関わり方を表現した「みどりのまちづくりのシーン」を追加します。

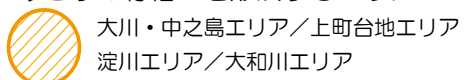
① 模式図



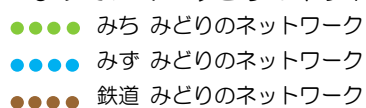
“みどりの基盤”を構築するエリア



“みどりの骨格”を形成するエリア



つなげていく“みどりのネットワーク”



“みどりの都市魅力”を創出するエリア

